

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の
状況に関する報告（案）

令和元年●月

この報告は、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第19条の規定に基づき、平成30年1月1日から12月31日までの期間における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、同法第18条第3項に規定する意見を付して、報告するものである。

目次

1	報告の趣旨	1
2	対象期間	1
3	指定権限を有する行政機関	
(1)	指定の要件と指定権限を有する行政機関	1
(2)	特定秘密管理者	2
4	対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況	
(1)	特定秘密の指定の状況	
ア	政府全体の指定の状況	2
イ	事項別の指定の状況	3
ウ	対象期間中における各行政機関の指定の状況	4
(2)	特定秘密の指定の解除並びに有効期間の満了及び延長の状況	
ア	指定の解除の状況	6
イ	指定の理由の点検	6
ウ	指定の有効期間の満了及び延長の状況	7
(3)	行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況	7
(4)	運用基準に基づく通報の状況	7
(5)	適性評価の実施の状況	
ア	適性評価の実施件数	8
イ	適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数	10
ウ	対象期間中に申出のあった苦情の状況	10
エ	適性評価に関する改善事例	10
5	対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況	
(1)	特定秘密の指定の状況	
ア	政府全体の指定の状況	11
イ	事項別の指定の状況	12
ウ	情報の類型別の指定の状況	13
エ	指定の有効期間別の件数	13
オ	指定を解除すべき条件の設定の状況	14
カ	対象期間末時点における各行政機関の指定の状況	15
(2)	特定秘密が記録された行政文書の保有の状況	18
(3)	特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数	20
6	内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応	
(1)	内閣府独立公文書管理監からの是正の求め等への対応	22
(2)	情報監視審査会による調査等への対応	

ア	情報監視審査会による調査への対応	23
イ	情報監視審査会の年次報告書における意見・指摘への対応	24
7	内閣府独立公文書管理監からの意見	30
8	有識者からの意見	30

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告

令和元年●月

1 報告の趣旨

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第19条では、政府は、毎年、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとされている。この報告及び公表に当たっては、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者*1の意見（特定秘密保護法第18条第2項及び第3項）を付することとされている。本報告は、これらの規定に従い行うものである。

2 対象期間

本報告の対象期間は、平成30年1月1日から12月31日までの間（以下「対象期間」という。）である。

3 指定権限を有する行政機関

(1) 指定の要件と指定権限を有する行政機関

特定秘密保護法第3条第1項の規定により、「行政機関」の長は、

- ① 特定秘密保護法別表に掲げる事項に該当する。
- ② 公になっていない。
- ③ その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である。

という3要件を満たす情報を特定秘密として指定するものとされている*2。これを受けて、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）では、特定秘密保護法別表の各事項の内容を更に限定・細分化した細目を定めている。

ここでいう「行政機関」（特定秘密保護法第2条に定義されているもの）に該当する機関は、対象期間末（平成30年12月31日）時点で68機関あるが*3、各機関における指定の見込み等を踏まえ、指定を行わない機関を政令（特定秘密の保護に関する法律施行令

*1 内閣総理大臣がこれら各分野の外部の有識者の意見を聴く場として、「情報保全諮問会議」が開催されており、本報告に際し、第8回会議が令和元年●月●●日に開催された【P】。情報保全諮問会議については資料1参照。平成31年4月3日時点における構成員一覧は資料2のとおり。

*2 特定秘密の指定の対象は、個々の文書ではなく、情報である。特定秘密が記録された行政文書の件数は、特定秘密ごとに異なる。

*3 68機関の内訳は、資料3のとおり。本報告において、検察庁については、最高検察庁、各高等検察庁、各地方検察庁及び各区検察庁をまとめて1機関としている。

(平成26年政令第336号。以下「施行令」という。)) で定めることとされており(特定秘密保護法第3条第1項ただし書)、その結果、対象期間末時点では、特定秘密の指定権限を有する行政機関は、表1に掲げる20機関に限定されている(施行令第3条)。対象期間中、その増減はなかった。

表1 特定秘密の指定権限を有する行政機関(平成30年12月31日時点)

国家安全保障会議	消防庁	経済産業省
内閣官房	法務省	資源エネルギー庁
内閣府	公安審査委員会	海上保安庁
国家公安委員会	公安調査庁	原子力規制委員会
警察庁	外務省	防衛省
金融庁	財務省	防衛装備庁
総務省	厚生労働省	

(2) 特定秘密管理者

運用基準において、行政機関の長は、施行令第12条第1項第1号の特定秘密の保護に関する業務を管理する者として、行政機関の長以外の当該行政機関の職員のうちから、我が国の安全保障に関する事務のうち特定秘密保護法別表に掲げる事項に係るものを所掌する部局の長等を特定秘密管理者に指名し、特定秘密の保護に関する業務を管理するために必要な措置を講じさせるものとされている(運用基準Ⅱ2)*4。

特定秘密の指定権限を有する20の行政機関のうち、対象期間末時点において特定秘密管理者として指名されている者の数は、計331人であった*5。

4 対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

(1) 特定秘密の指定の状況

ア 政府全体の指定の状況

特定秘密の指定権限を有する20の行政機関のうち、対象期間中に特定秘密を指定したのは8機関であった。

これらにより同期間中に指定された特定秘密の件数は、政府全体で計35件であった。行政機関別の内訳は表2のとおりである。

*4 特定秘密を指定している行政機関に限らず、特定秘密の提供を受けた行政機関や都道府県警察においても、施行令第13条又は第18条の規定に基づき、特定秘密の保護に関する業務を管理する者が置かれている。

*5 そのうち、指定に係る特定秘密管理者(各行政機関の長が指定した特定秘密を主管する部局の長等)の数は22人であった。内訳は、資料4のとおり。

各行政機関ごとの指定件数を見ると、指定をした8の行政機関のうち、対象期間中の指定件数が最も多かったのは防衛省であり、その数は17件であった。次いで、内閣官房（8件）、警察庁（4件）、公安調査庁（2件）となっている。

表2 平成30年中の各行政機関の指定件数

行政機関名	件数
国家安全保障会議	1
内閣官房	8
警察庁	4
総務省	1
公安調査庁	2
外務省	1
海上保安庁	1
防衛省	17
合計	35

対象期間中における政府全体の総指定件数35件のうち、毎年作成する計画や継続的に収集する情報など、行政機関が当該指定に係る情報を異なる時期に複数回保有することが想定される情報について、年単位等で期間を区切って指定したものは30件である*6。

イ 事項別の指定の状況

(7) 法別表の分野別の指定の状況

特定秘密となり得る事項を分野別に列挙した特定秘密保護法の別表は、防衛に関する事項を掲げた第1号、外交に関する事項を掲げた第2号、特定有害活動の防止に関する事項を掲げた第3号及びテロリズムの防止に関する事項を掲げた第4号がある。

対象期間中に指定された特定秘密について、これら4分野のうちどの分野に該当するとされたものが多いかを見ると（指定された特定秘密ごとに示されている、最も関連性の高い「事項の細目」（運用基準Ⅱ 1(1)）により分類）、最も多い分野

*6 このような情報については、指定の有効期間を定める趣旨に鑑み、期間を区切るなどして、適切に管理できるよう記すものとされている（運用基準Ⅱ 3(3)）。例えば、内閣官房において、内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報等は年で期間を区切って指定されている。

は第1号で17件であり、次いで第2号が12件、第4号が4件、第3号は2件であった（表3参照）。

表3 平成30年中の特定秘密の指定状況と該当分野

行政機関名	指定件数	別表の分野			
		第1号 (防衛関連)	第2号 (外交関連)	第3号 (特定有害活動 防止関連)	第4号 (テロリズム 防止関連)
国家安全保障会議	1		1		
内閣官房	8		8		
警察庁	4			1	3
総務省	1		1		
公安調査庁	2			1	1
外務省	1		1		
海上保安庁	1		1		
防衛省	17	17			
合計	35	17	12	2	4

(イ) 運用基準の「事項の細目」別の指定の状況

特定秘密の指定の3要件（3(1)参照）のうち、別表該当性についての判断は、運用基準に示された55の「事項の細目」に該当するかどうかにより行うこととされている。対象期間中に各行政機関が指定した特定秘密の「事項の細目」別の内訳は、資料5*7のとおりである。

ウ 対象期間中における各行政機関の指定の状況*8

(7) 国家安全保障会議（1件）

国家安全保障会議では、対象期間中、平成30年中に開催した国家安全保障会議の議論の結論に関する情報（2-①）を1件、特定秘密として指定した。

*7 各行政機関が特定秘密の指定を行う際は、どの「事項の細目」に該当するかを明らかにしている。特定秘密に指定しようとする情報が複数の「事項の細目」に該当する場合は、最も関連性の高い「事項の細目」を1項目示した上、併せて、関連のあるその他の「事項の細目」も明らかにしている。資料5においては、最も関連性の高い「事項の細目」の内訳を示しており、対象期間中における特定秘密の指定件数を内数で括弧内に記した。

*8 括弧内に記載されている番号は、資料5における「番号」と対応する。

(イ) 内閣官房（８件）

内閣官房では、対象期間中、①平成30年中に決定された内閣情報調査室と外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との情報協力業務の計画及び方法に関する情報（２－⑤）を１件、②平成30年中に内閣情報調査室が行った外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報（２－⑭）を１件、③平成31年中における内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報（２－⑯）を１件、④情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲に関する情報（２－⑰）を２件、⑤平成30年中における内閣情報調査室の人的情報収集に関する情報（２－⑱）を２件、⑥情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報（２－⑳）を１件、特定秘密として指定し、総件数は８件であった。

(ロ) 警察庁（４件）

警察庁では、対象期間中、①平成30年中に行った外国の政府等との情報協力業務に関する情報（３－⑦）を１件、②平成30年中に策定した特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報（４－①）を１件、③平成30年中に収集・分析により得られた、テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報（４－⑤）を２件、特定秘密として指定し、総件数は４件であった。

(ハ) 総務省（１件）

総務省では、対象期間中、在日米軍が使用する周波数に関する情報（２－⑤）を１件、特定秘密として指定した。

(ニ) 公安調査庁（２件）

公安調査庁では、対象期間中、①平成30年中に特定有害活動の防止に関し外国の政府から提供を受けた情報（３－⑦）を１件、②平成30年中にテロリズムの防止に関し外国の政府から提供を受けた情報（４－⑥）を１件、特定秘密として指定し、総件数は２件であった。

(ホ) 外務省（１件）

外務省では、対象期間中、平成30年中に外国の政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報（２－⑭）を１件、特定秘密として指定した。

(ヘ) 海上保安庁（１件）

海上保安庁では、対象期間中、平成30年中に行った外国の政府との情報協力業務に関する情報（２－⑭）を１件、特定秘密として指定した。

(コ) 防衛省（17件）

防衛省では、対象期間中、①平成30年度中に自ら収集した電波情報等の情報（１－⑤）を７件、②平成29年度中に外国の政府等（外国軍隊を含む。）から提供された電波情報等の情報（１－⑥）を１件、③平成30年度中に外国の政府等（外国軍隊を含む。）から提供された電波情報等の情報（１－⑥）を５件、④平成30年度中に

作成した外国軍隊等の組織を見積もった情報（1－⑦）を1件、⑤平成30年度中に外国の政府（外国軍隊を含む。）から提供された画像情報等の収集整理等に関する情報（1－⑧）を1件、⑥平成30年度中における防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り（分析評価又は予測）等に関する情報（1－⑨）を2件、特定秘密として指定し、総件数は17件であった。

(2) 特定秘密の指定の解除並びに有効期間の満了及び延長の状況*9

ア 指定の解除の状況

特定秘密保護法では、指定の要件が充足されているかどうかを定期的に確認し、要件を欠くに至った場合は速やかに指定を解除することができるよう、指定に際しては5年以内の有効期間を定めるものとされており（特定秘密保護法第4条第1項）、指定の要件を欠くに至った場合は、有効期間内であっても、指定を解除するものとされている（同条第7項）。

対象期間中に特定秘密の指定を解除した件数は1件であった。防衛装備庁では、平成28年に指定した、英国との間の共同研究等において提供される情報（1－⑯）1件について、特定秘密の指定を解除した。当該共同研究は、英国側からの要請に基づき、特定秘密に該当する情報の提供を受ける態勢が整備されていることを前提として開始されたものであり、また、英国との取決め締結後、直ちに特定秘密に該当する情報が提供されることが想定されたため、当該情報をあらかじめ特定秘密として指定したものの、当該情報が提供されることはなかったため指定を解除するに至ったものである。

イ 指定の理由の点検

運用基準において、行政機関の長は、その指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に、当該指定の理由を点検させ、その実施年月日を書面又は電磁的記録に記載又は記録させるとともに、指定の要件を満たしていないと認めたときには、速やかに指定を解除するものとされている（運用基準Ⅲ2(1)）。施行令第12条第1項の規定に基づき定める特定秘密を適切に保護するための措置の実施に関する規程（以下「保護規程」という。）において、特定秘密の指定の理由の点検は少なくとも年1回以上行うこととされている。

対象期間中に、特定秘密を指定している11の行政機関において、個々の指定について、例えば、指定の理由に係る特段の秘匿の必要性を巡る状況が変化していないかなどといった観点から指定の理由の点検を実施し、防衛装備庁では、平成28年に指定した、英国との間の共同研究等において提供される情報（1－⑯）1件について指定を解除した（ア参照）。行政機関別の点検状況は資料6のとおりである。

*9 括弧内に記載されている番号については、脚注8参照。

なお、特定秘密を保有する14の行政機関では、指定の理由の点検のほか、保護規程に基づく特定秘密の保護の状況に関する定期検査を実施した。行政機関別の検査状況は資料7のとおりである。

ウ 指定の有効期間の満了及び延長の状況

特定秘密保護法では、有効期間満了時にも要件を満たしている場合は、有効期間を延長するものとされている（特定秘密保護法第4条第2項）。

海上保安庁では、平成27年中に行った外国の政府との情報協力業務に関する情報（2-⑭）1件、平成28年中に行った外国の政府との情報協力業務に関する情報（2-⑭）1件について、対象期間中に、有効期間を3年延長した。

有効期間が満了した件数は、0件であった。

(3) 行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況

特定秘密である情報又は特定秘密であった情報が記録された行政文書についても、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）の規定が適用される。よって、行政文書の保存期間満了時には、同法に基づき移管又は廃棄される。

対象期間中、以前に特定秘密であった情報が記録された行政文書及びそれをまとめたファイルであって行政文書ファイル管理簿に記載されているもの（特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等）を同法に基づき国立公文書館その他の施設に移管した件数、それらを廃棄した件数並びに現に特定秘密である情報が記録された行政文書及びそれをまとめたファイルであって行政文書ファイル管理簿に記載されているもの（以下「特定行政文書ファイル等」という。）*10を廃棄した件数は、いずれも0件であった。

なお、対象期間中、緊急廃棄*11された文書の件数も0件であった。

(4) 運用基準に基づく通報の状況

運用基準において、特定秘密の取扱いの業務を行う者や過去に行っていた者又は特定秘密を知得した者は、特定秘密保護法や運用基準に従っていない事例を認めた場合、行政機関の長が設置した窓口に通報することができることとされている（運用基準V4

*10 公文書管理法において、行政機関の長は、行政文書ファイル等について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置を定めるものとされているところ（同法第5条第5項）、対象期間末時点において、全ての特定行政文書ファイル等について保存期間が満了したときの措置が定められている。

*11 特定秘密である情報が記録された文書、図画、物件等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕などの方法による当該文書等の廃棄をいう（施行令第12条第1項第10号）。

(1) *12。

対象期間中、運用基準に基づいて各行政機関の長が設置した通報窓口で処理された特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報の件数は0件であった。

(5) 適性評価の実施の状況

ア 適性評価の実施件数

特定秘密保護法では、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる行政機関及び都道府県警察の職員（以下「行政機関の職員等」という。）並びに物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの（以下「適合事業者」という。）の従業者について、各行政機関において、その漏えいのおそれの有無に関する評価（適性評価）を実施し、そのおそれがないと認められた者に限って当該業務を行わせることとされている（特定秘密保護法第11条及び第12条）。

対象期間中に適性評価を実施したのは25機関であった*13。

これらの行政機関が同期間中に適性評価を実施した件数は、全体で21,330件であり、その内訳は、行政機関の職員等への実施件数が20,800件、適合事業者の従業者への実施件数が530件であった*14。行政機関別の内訳は表4のとおりである。

適性評価を実施した25の行政機関のうち、対象期間中の実施件数が最も多かったのは、防衛省（18,650件）であった。次いで、警察庁（959件）*15、防衛装備庁（499件）、内閣官房（493件）、外務省（230件）となっている。

なお、対象期間中に実施した全ての適性評価について、特定秘密を漏らすおそれがないものと認められた。

*12 特定秘密の指定権限を有する20の行政機関においては、特定秘密の取扱いの業務に従事する職員に対して定期的に実施する教育において、資料を用いて通報の制度について説明するなどして、通報の制度及びその方法の周知を図っている。

*13 適性評価を実施した件数とは、適性評価を実施し、その結果を評価対象者に通知した件数のことをいう。なお、適性評価を実施するのは、特定秘密を指定している行政機関に限られず、特定秘密保護法第6条第1項又は第7条第1項の規定により特定秘密の提供を受ける行政機関も含まれる。

*14 適性評価の対象となり、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者が、適性評価を実施した行政機関以外の行政機関の職員となり、そこでも特定秘密の取扱いの業務を行う場合、再び適性評価を受けることになる。この場合における適性評価の実施件数については、各行政機関においてそれぞれ件数を計上した。

*15 都道府県警察が実施した分も含む。

表4 平成30年中の各行政機関の適性評価の実施件数

行政機関名	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計
内閣官房	300	193	493
内閣法制局	2	0	2
内閣府	57	0	57
警察庁	959	0	959
警察庁	206	0	206
都道府県警察	753	0	753
金融庁	3	0	3
総務省	30	0	30
消防庁	7	0	7
法務省	15	0	15
公安審査委員会	2	0	2
公安調査庁	39	0	39
外務省	224	6	230
財務省	55	0	55
文部科学省	24	8	32
厚生労働省	13	0	13
農林水産省	13	0	13
水産庁	10	0	10
経済産業省	33	0	33
資源エネルギー庁	6	0	6
国土交通省	27	0	27
気象庁	6	0	6
海上保安庁	142	0	142
環境省	3	0	3
原子力規制委員会	4	0	4
防衛省	18,555	95	18,650
防衛装備庁	271	228	499
合計	20,800	530	21,330

イ 適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数

特定秘密保護法では、適性評価の実施に当たり、

- ① 第12条第2項各号に掲げる事項*16について調査を行うこと。
- ② ①の調査を行うため必要な範囲において、職員に本人や関係者に質問させ、若しくは本人に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して報告を求めることがあること。
- ③ 評価対象者が同条第1項第3号に該当する者*17として適性評価を実施しようとする場合は、その旨を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとされており（特定秘密保護法第12条第3項）、評価対象者が同意しない限り、行政機関は適性評価を実施することはできない。

対象期間中、適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数は、政府全体で5件であった。その内訳は、内閣官房が2件（従業者）、海上保安庁が1件（職員）、防衛省が2件（職員）であった。

なお、運用基準において、特定秘密保護法第12条第3項の同意は、同意書を提出した後から適性評価の結果が通知されるまでの間、「適性評価の実施についての同意の取下書」の提出により、取り下げることができるものとされている（運用基準IV 4(4)）。

対象期間中、適性評価の評価対象者が同意を取り下げた件数は、政府全体で0件であった。

ウ 対象期間中に申出のあった苦情の状況

特定秘密保護法では、第13条第1項の規定により通知された適性評価の結果その他当該対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができるものとされている（特定秘密保護法第14条）。

対象期間中に申出のあった苦情の件数は、政府全体で0件であった。

エ 適性評価に関する改善事例

運用基準において、行政機関の長は、毎年1回、過去1年に行った適性評価に関する

*16 特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項、犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、薬物の濫用及び影響に関する事項、精神疾患に関する事項、飲酒についての節度に関する事項並びに信用状態その他の経済的な状況に関する事項を指す。

*17 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認めた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情のあるものを指す。

る改善事例を内閣保全監視委員会*18に報告するものとされている（運用基準V 5 (1)ア(㊦)）。

対象期間中、適性評価に関する改善事例の報告はなかった。

5 対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

(1) 特定秘密の指定の状況

ア 政府全体の指定の状況

前述の特定秘密の指定権限を有する20の行政機関のうち、対象期間末時点において特定秘密を指定しているのは11機関であった。

これらにより対象期間末時点において指定されている特定秘密の件数は、前回報告した平成29年12月31日時点における件数517件に、対象期間中に指定された35件が加わった一方、対象期間中に指定が解除された1件が除かれたことから、政府全体で計551件であった。行政機関別の内訳は表5のとおりである。

行政機関ごとの件数を見ると、特定秘密を指定している11の行政機関のうち、対象期間末時点における件数が最も多かったのは防衛省であり、その数は319件*19であった。次いで、内閣官房（81件）、警察庁（38件）、外務省（38件）となっている。

*18 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行を図るため、内閣に内閣保全監視委員会を設置し、同委員会の庶務は、内閣官房内閣情報調査室において処理するものとされている（運用基準V 1 (2)）。内閣保全監視委員会の構成等については、資料8のとおり。

*19 特定秘密保護法附則第5条において、同法の施行前に改正前の自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づいて防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日に防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる旨規定されている。この経過措置の適用により、特定秘密保護法の施行日に防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされたものは246件（「事項の細目」ごとの内訳は資料9のとおり。）であったが、平成29年中にこのうち6件について指定が解除されたため、対象期間末時点では240件となっている。本報告では、便宜上、この経過措置が適用された旧防衛秘密についても指定件数として計上しており、表5に掲げた防衛省の「指定件数」319件には、旧防衛秘密の240件が含まれている。

表5 各行政機関において指定されている特定秘密の件数（平成30年12月31日時点）

行政機関名	平成28年末時点	平成29年末時点	平成30年末時点
国家安全保障会議	3	4	5
内閣官房	66	73	81
内閣府	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0
警察庁	29	34	38
金融庁	0	0	0
総務省	5	6	7
消防庁	0	0	0
法務省	1	1	1
公安審査委員会	0	0	0
公安調査庁	16	20	22
外務省	39	37	38
財務省	0	0	0
厚生労働省	0	0	0
経済産業省	4	4	4
資源エネルギー庁	0	0	0
海上保安庁	17	18	19
原子力規制委員会	0	0	0
防衛省	289	302	319
防衛装備庁	18	18	17
合計	487	517	551

イ 事項別の指定の状況

(7) 法別表の分野別の指定の状況

対象期間末時点において指定されている特定秘密について、前述の4分野（4(1)イ(ア)参照）のうちどの分野に該当するとされたものが多いかを見ると、最も多い分野は第1号で336件、次いで第2号が158件、第3号が34件、第4号が23件であった（表6参照）。

表6 特定秘密の指定状況と該当分野（平成30年12月31日時点）

行政機関名	指定 件数	別表の分野			
		第1号 (防衛関連)	第2号 (外交関連)	第3号 (特定有害活動 防止関連)	第4号 (テロリズム 防止関連)
国家安全保障会議	5		5		
内閣官房	81		80		1
警察庁	38			23	15
総務省	7		7		
法務省	1		1		
公安調査庁	22		6	11	5
外務省	38		36		2
経済産業省	4		4		
海上保安庁	19		19		
防衛省	319	319			
防衛装備庁	17	17			
合計	551	336	158	34	23

(イ) 運用基準の「事項の細目」別の指定の状況

対象期間末時点に各行政機関において指定されている特定秘密の「事項の細目」別の内訳は、資料5のとおりである。

ウ 情報の類型別の指定の状況

対象期間末時点において指定されている特定秘密について類型別に多いものは、暗号に関する情報が120件、情報収集衛星に関連する情報が95件、武器等の仕様、性能等に関連する情報が71件である。

これら3類型の情報の指定件数を合わせると計261件となる（暗号に関する情報と情報収集衛星に関連する情報に重複するものが25件ある。）。

エ 指定の有効期間別の件数

特定秘密保護法では、特定秘密の指定をするときは、5年以内の有効期間を定めるものとされており（特定秘密保護法第4条第1項）、また、運用基準において、行政機関の長は、指定の有効期間として、特定秘密に指定しようとする情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し、指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとされている（運用基準Ⅱ4(1)）。

対象期間末時点において政府全体で指定されている特定秘密551件のうち、5年の

有効期間が設定されたものが544件であった。他方、3年の有効期間が設定されたものが5件あったほか、有効期間が満了する年月日を平成31年12月9日とするために3年3月23日の有効期間が設定されたものが2件あった*20。

オ 指定を解除すべき条件の設定の状況

運用基準において、特定秘密指定書（以下「指定書」という。）*21における対象情報の記述は、必要に応じ、当該指定に係る情報の範囲が明確になるようにし、また、特定秘密に指定しようとする情報が、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性、外国の政府等との交渉の終了その他の一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、当該条件を指定の理由の中で明らかにするものとされている（運用基準Ⅱ 3 (3)及び(4)）。

対象期間末時点において政府全体で指定されている特定秘密551件のうち、指定を解除すべき条件を設定しているのは、181件であった*22。

なお、指定後に、一定の条件が生じた場合、手続を経て指定の対象となる情報の一部を特定秘密として取り扱わなくなる旨指定書に記載されている特定秘密がある。内閣官房においては、このような特定秘密が27件ある。例えば、内閣衛星情報センターが保有する情報収集衛星の識別能力に関する画像情報については、原画像の画素を結合させることなどにより識別能力を正確に察知され得ないようにしたものは、特定秘

*20 3年の有効期間を設定したのはいずれも海上保安庁であり、その特定秘密の内容は、外国の政府との情報協力業務に関する情報（2-⑭）であった。他方、3年3月23日の有効期間を設定したのはいずれも防衛省であり、その特定秘密の内容は画像情報の収集に関する情報（1-⑤）であったが、既存の特定秘密1件と関連する情報であったため、その有効期間（注：平成31年12月9日）と合わせるために、日単位での有効期間を設定したものである。

*21 行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるように記述するとともに、当該情報の指定の理由を記すものとされている（運用基準Ⅱ 3 (2)）。

*22 内閣官房（25件）及び防衛省（87件）では、暗号に関する情報112件について、当該暗号の運用を終了し、かつ、他の運用中の暗号を推察されるおそれなくなった場合を指定を解除すべき条件として設定している。警察庁（11件）、法務省（1件）、公安調査庁（6件）、外務省（19件）、経済産業省（4件）、海上保安庁（14件）及び防衛省（2件）では、内閣官房から特定秘密保護法施行前に特別管理秘密として提供を受けていた衛星画像等であって、特定秘密として指定している情報57件について、内閣官房における特定秘密の指定の有効期間が満了したとき又は指定が解除されたときを指定を解除すべき条件として設定している。総務省では、在日米軍が使用する周波数に関する情報7件について、在日米軍より、特段の扱いを求められなくなったときを指定を解除すべき条件として設定している。防衛省（2件）及び防衛装備庁（3件）では、外国の政府との共同研究に関する取決め等に基づき提供される情報5件について、当該外国の政府において我が国の特定秘密に相当する秘密区分の指定が解除された場合を指定を解除すべき条件として設定している。

密として取り扱われることはない*23。

カ 対象期間末時点における各行政機関の指定の状況*24

(7) 国家安全保障会議（5件）

国家安全保障会議では、対象期間末時点において、国家安全保障会議の議論の結論に関する情報（2-①）を5件、特定秘密として指定しており、総件数は5件であった。

(イ) 内閣官房（81件）

内閣官房では、対象期間末時点において、①我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえた政府の対応方針等の検討の内容に関する情報（2-①）を1件、②国の安全保障に関わる事案に際しての政府の対応方針の検討の内容に関する情報（2-②）を1件、③特定の外国等についての安全保障上の基本的事項に関する情報（2-④）を4件、④内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報（2-⑤）を5件、⑤領域保全の措置及び方針に関する情報（2-⑫）を2件、⑥内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報（2-⑭）を5件、⑦内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報（2-⑯）を17件、⑧情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲に関する情報（2-⑰）を10件、⑨内閣情報調査室の人的情報収集に関する情報（2-⑱）を10件、⑩情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報（2-⑲）を25件、⑪国際テロ情報の収集のために用いられる暗号等に関する情報（4-⑧）を1件、特定秘密として指定しており、総件数は81件であった。

(ウ) 警察庁（38件）

警察庁では、対象期間末時点において、①特定有害活動の計画に関する情報や情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報等、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報（3-⑥）を4件、②外国の政府等との情報協力業務に関する情報（3-⑦）を5件、③内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報（3-⑨）を11件、④警察の人的情報源等となった者に関する情報（3-⑨）を2件、⑤海外との連絡に用いる暗号に関する情報（3-⑩）を1件、⑥特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報（4-①）を5件、⑦テロリズムの計画に関する情報やテロ

*23 内閣情報調査室においては、国内における大規模な被害を伴う災害や事故等の発生に際し、情報収集衛星の画像が被災等の状況の早期把握や被災者等の迅速な救助・避難等に資すると判断された場合には、情報収集衛星の画像の加工処理画像を内閣官房ホームページに掲載するなどして国民に公開することとしている。例えば、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震の際には、被災地域の加工処理画像を公開している（<http://www.cas.go.jp/jp/houdou/180912csice.html>）。

*24 括弧内に記載されている番号については、脚注8参照。

リズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報（４－⑤）を10件、特定秘密として指定しており、総件数は38件であった。

(エ) 総務省（7件）

総務省では、対象期間末時点において、在日米軍が使用する周波数に関する情報（２－⑤）を7件、特定秘密として指定しており、総件数は7件であった。

(オ) 法務省（1件）

法務省では、対象期間末時点において、領域保全の措置及び方針に関する情報（２－⑫）を1件、特定秘密として指定しており、総件数は1件であった。

(カ) 公安調査庁（22件）

公安調査庁では、対象期間末時点において、①内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務に関する情報（２－⑤）を1件、②内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報（２－⑯）を5件、③特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報で特定有害活動の計画、方針及び準備に関する情報や、特定有害活動を行い、又は支援する団体又は者の動向に関する情報（３－⑥）を3件、④特定有害活動の防止に関し外国の政府から提供を受けた情報（３－⑦）を5件、⑤人的情報収集に関する情報（３－⑨）を3件、⑥テロリズムの防止に関し外国の政府から提供を受けた情報（４－⑥）を5件、特定秘密として指定しており、総件数は22件であった。

(キ) 外務省（38件）

外務省では、対象期間末時点において、①拉致問題に関する情報（２－①）を1件、②日米安保協力に関する検討、協議等に関する情報（２－①）を1件、③周辺有事に関する外国の政府との協議内容に関する情報（２－①）を1件、④東シナ海の領域の保全及び権益の確保に関する情報（２－②）を1件、⑤北方領土問題に関する交渉及び協力の方針等に関する情報（２－②）を1件、⑥内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報（２－⑤）を4件、⑦大規模事態発生時の邦人退避に係る関係国との協力に関する情報（２－⑤）を1件、⑧北朝鮮の核開発及びミサイル開発に関する情報（２－⑬）を1件、⑨外国の政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報（２－⑭）を5件、⑩内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報（２－⑭）を4件、⑪日米秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定に関する情報（２－⑭）を1件、⑫内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報（２－⑯）を11件、⑬公電の秘匿等に用いる暗号に関する情報（２－⑰）を4件、⑭国際テロリズムに関して外国の政府等から総合外交政策局に対し提供のあった情報（４－⑥）を1件、⑮国際テロリズムに関する人的情報収集に関する情報（４－⑧）を1件、特定秘密として指定しており、

総件数は38件であった。

(ク) 経済産業省（4件）

経済産業省では、対象期間末時点において、内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報（2-⑯）を4件、特定秘密として指定しており、総件数は4件であった。

(ケ) 海上保安庁（19件）

海上保安庁では、対象期間末時点において、①内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報（2-⑤）を2件、②外国の政府との情報協力業務に関する情報（2-⑭）を5件、③内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報（2-⑭）を1件、④内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報（2-⑯）を11件、特定秘密として指定しており、総件数は19件であった。

(コ) 防衛省（319件）

防衛省では、対象期間末時点において、①防衛出動等、我が国の安全を確保するための自衛隊の行動に関する情報（1-③）を1件、②自衛隊の運用についての米軍との運用協力に関する情報（1-④）を1件、③内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報（1-⑤）を1件、④自ら収集した電波情報等の情報（1-⑤）を36件、⑤外国の政府等から提供された電波情報等の情報（1-⑥）を18件、⑥電波情報、画像情報等の情報又は外国の政府等から提供された電波情報等の情報を分析して得られた情報（1-⑦）を4件、⑦外国の政府等から提供された画像情報等の収集整理等に関する情報（1-⑧）を4件、⑧防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報（1-⑨）を9件、⑨防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り等に関する情報（1-⑩）を1件、⑩防衛の用に供する暗号に関する情報（1-⑭）を4件、計79件を特定秘密として指定している。

また、旧防衛秘密*25から、⑪自衛隊の運用計画等に関する情報を55件、⑫電波情報、画像情報等に関する情報を33件、⑬防衛力の整備計画等に関する情報を15件、⑭防衛の用に供する通信網の構成に関する情報を1件、⑮防衛の用に供する暗号に関する情報を85件、⑯武器等の仕様、性能等に関する情報を57件、計246件が特定秘密として指定されたものとみなされたところ、このうち6件について平成29年中に指定が解除されたため、対象期間末時点では計240件となっている。

その結果、対象期間末時点において、総件数は319件であった。

(ク) 防衛装備庁（17件）

*25 平成14年11月から5年間で212件、平成19年11月から5年間で17件、平成24年11月から特定秘密保護法が施行された日の前日（平成26年12月9日）までに17件が指定されている。

防衛装備庁では、対象期間末時点において、①豪州から提供される共同開発・生産に係る調査のための情報（1－⑥）を1件、②防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報（1－⑨）を2件、③自衛隊の弾道ミサイル防衛用誘導弾等の仕様、性能等に関する情報（1－⑮）を12件、④英国との間の共同研究等において提供される情報（1－⑯）を2件、特定秘密として指定しており、総件数は17件であった。

(2) 特定秘密が記録された行政文書の保有の状況

本報告に際し、特定秘密が記録された行政文書の保有件数を、行政機関ごとに集計した*26。対象期間末時点で、政府全体の保有件数は440,019件であり、平成29年末時点と比べ、56,286件増加した。行政機関別の内訳は、表7のとおりである。

1,000件以上の行政文書を保有する行政機関は7機関あり、多い順に防衛省（150,945件）、外務省（111,583件）、内閣官房（104,869件）、警察庁（31,919件）*27、公安調査庁（19,326件）、海上保安庁（17,438件）、国土交通省（3,500件）であった。

前年と比して件数が増減しているのは、主に情報収集衛星関連の情報が記録された行政文書の増減によるものである。

*26 特定秘密は、指定をした行政機関から他の行政機関へ提供されることがある（特定秘密保護法第6条第1項又は第10条第1項）。このため、取りまとめた各行政機関ごとの件数には、他の行政機関により指定された特定秘密が記録された行政文書の件数が含まれる。したがって、自らは特定秘密を指定しない行政機関が、特定秘密が記録された行政文書を保有することがある（例えば、災害対策に用いられる被災地の衛星写真や予算案の審査の過程で提供される関係資料等）。

一方で、指定をした行政機関が、特定秘密が記録された行政文書を事務局たる別の行政機関に保有させており、自らは当該文書を保有しないことがある（国家安全保障会議が指定した特定秘密が記録された行政文書については、国家安全保障会議ではなく、同会議の事務局たる内閣官房国家安全保障局の保有件数（内閣官房の保有件数の内数）として計上されている。）。

*27 都道府県警察が保有する分も含む。

表7 特定秘密が記録された行政文書の保有状況（平成30年12月31日時点）

行政機関名	平成28年末時点	平成29年末時点	平成30年末時点
国家安全保障会議	0	0	0
内閣官房	83,471	92,146	104,869
内閣法制局	3	3	3
内閣府	6	1	11
国家公安委員会	0	0	0
警察庁	25,334	28,914	31,919
警察庁のみ保有	25,240	28,819	31,824
都道府県警察のみ保有	56	57	57
重複して保有	38	38	38
金融庁	0	0	0
総務省	40	42	45
消防庁	1	0	0
法務省	3	4	3
公安審査委員会	0	0	0
公安調査庁	14,087	16,841	19,326
外務省	99,089	107,008	111,583
財務省	8	6	10
文部科学省	2	0	0
厚生労働省	0	0	0
経済産業省	120	125	134
資源エネルギー庁	0	0	0
国土交通省	2,412	3,031	3,500
海上保安庁	13,285	15,439	17,438
原子力規制委員会	0	0	0
防衛省	88,004	119,876	150,945
防衛装備庁	318	297	233
合計	326,183	383,733	440,019

（注1）同一行政機関内で、同一の内容のものを複数保有している場合は、原則として1件として計上している。

（注2）資料3で下線を付した13の行政機関は内閣官房の内数とし、破線を付した10の行政機関は内閣府の内数とした（なお、これら23の行政機関の保有する特定秘密が記録された行政文書の件数は、いずれも0件である。）。

（注3）防衛省においては、一部の部隊が作成した特定秘密が記録された行政文書の正本・原本が他の部隊において保管されているところ、特定秘密が記録された行政文書の計上に当たり、当該文書を現に保有する部隊において計上することとするなど、省内における計上方法の斉一性の確保を図った。これによれば、平成28年末時点は88,373件、平成29年末時点は120,928件となる。

(3) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数

特定秘密保護法では、特定秘密の取扱いの業務は、原則として、適性評価により特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行ってはならないものとされている（特定秘密保護法第11条）。

対象期間末時点において、適性評価の対象となって特定秘密を漏らすおそれがないと認められ、引き続き同一の行政機関等又は適合事業者において勤務している者（特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者）*28は全体で129,389人であり、その内訳は、行政機関の職員等が126,094人、適合事業者の従業者が3,295人である。行政機関別の内訳は、表8のとおりである。

*28 人事異動により他の行政機関等に異動となった者や退職した者は計上していない。また、同一の行政機関等又は適合事業者の中で特定秘密の取扱いの業務を行わない別の部署に異動した者等の実際に特定秘密の取扱いの業務に従事していない者も含まれている。

表8 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数（平成30年12月31日時点）

行政機関名	平成28年末時点			平成29年末時点			平成30年末時点		
	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者
内閣官房	1,803	747	1,056	2,036	799	1,237	2,154	828	1,326
内閣法制局	3	3	0	3	3	0	3	3	0
内閣府	53	53	0	89	89	0	103	103	0
宮内庁	2	2	0	2	2	0	2	2	0
警察庁	3,136	3,136	0	3,654	3,654	0	4,185	4,185	0
警察庁	558	558	0	588	588	0	632	632	0
都道府県警察	2,578	2,578	0	3,066	3,066	0	3,553	3,553	0
金融庁	7	7	0	7	7	0	10	10	0
総務省	19	19	0	34	34	0	51	51	0
消防庁	0	0	0	15	15	0	15	15	0
法務省	30	30	0	40	40	0	52	52	0
公安審査委員会	2	2	0	2	2	0	2	2	0
公安調査庁	160	160	0	188	188	0	216	216	0
外務省	1,449	1,397	52	1,686	1,645	41	1,756	1,710	46
財務省	92	92	0	137	137	0	163	163	0
文部科学省	17	17	0	39	25	14	60	43	17
厚生労働省	19	19	0	23	23	0	23	23	0
農林水産省	0	0	0	28	28	0	38	38	0
水産庁	0	0	0	33	33	0	36	36	0
経済産業省	57	57	0	81	81	0	96	96	0
資源エネルギー庁	14	14	0	18	18	0	18	18	0
国土交通省	70	70	0	86	86	0	88	88	0
気象庁	3	3	0	10	10	0	11	11	0
海上保安庁	404	404	0	532	532	0	634	634	0
環境省	0	0	0	6	6	0	9	9	0
原子力規制委員会	5	5	0	23	23	0	25	25	0
防衛省	103,393	102,713	680	113,986	113,280	706	117,624	116,891	733
防衛装備庁	1,593	646	947	1,756	741	1,015	2,015	842	1,173
合計	112,331	109,596	2,735	124,514	121,501	3,013	129,389	126,094	3,295

6 内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応

(1) 内閣府独立公文書管理監からの是正の求め等への対応

運用基準において、内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法及び施行令の規定並びに運用基準ⅠからⅢまで（以下「特定秘密保護法等」という。）に従って行われているかどうか検証・監察し、行政機関の長によるこれらの行為が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、これらの行為を行った行政機関の長に対し、当該指定の解除その他の是正を求めるとともに、その内容を内閣保全監視委員会へ通知するものとされている（運用基準Ⅴ 3 (1)ア及びウ）。

対象期間中において、内閣府独立公文書管理監により各行政機関の特定秘密の指定等について検証・監察が行われた結果、以下のとおり是正の求め等がなされ、関係行政機関において必要な措置が講じられるとともに、内閣官房から必要な通知を发出するなどして各行政機関への周知徹底を図った。

- 国土交通省において、特定秘密の提供に当たり、当該特定秘密の指定の有効期間が満了する年月日を通知する際に、誤った年月日を通知したものと認めたとして、当該特定秘密の指定の有効期間が満了する正しい年月日を通知することを求める是正の求めが、平成30年3月15日付けで国土交通大臣に対してなされた。
- 海上保安庁において、特定秘密が取り扱われる場所への携帯型・情報通信記録機器持込みを禁止した場合に、その場所に同機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うものとされているにもかかわらず、その旨の掲示を行っていなかったと認めたとして、当該同機器持込みを禁止した場所に同機器持込みはしてはならない旨の掲示を行うことを求める是正の求めが、平成30年3月15日付けで海上保安庁長官に対してなされた。
- 防衛装備庁において、特定秘密表示を特定秘密である情報が記録されている頁にしている文書（1件）について、特定秘密である情報を記録する部分を容易に区分することができるにもかかわらず、特定秘密でない情報のみが記録されている頁に同表示をしているものと認めたとして、当該表示を抹消することを求める是正の求めが、平成30年3月15日付けで防衛装備庁長官に対してなされた。
- 経済産業省及び国土交通省において、特定秘密文書等管理簿に、文書等に記録された特定秘密とは異なる特定秘密の指定の整理番号を記載しているなどの誤りを認めたとして、特定秘密保護法の運用の適正を確保する観点から修正が望ましいとの指摘が、平成30年3月15日付けで経済産業大臣及び国土交通大臣に対してなされた。
- 防衛省において、特定秘密の表示を特定秘密である情報が記録されている頁にしている文書（1件）について、特定秘密である情報を記録する部分を容易に区分することができるにもかかわらず、特定秘密である情報が記録されいながら、同表示をしていない頁があるものと認めたとして、特定秘密である情報が記録されている頁に当該表示をすることを求める是正の求めが、平成30年12月11日付けで防衛大

臣に対してなされた。

- 防衛省において、特定秘密の表示を特定秘密である情報が記録されている頁にしている文書（3件）について、特定秘密である情報を記録する部分を容易に区分することができるにもかかわらず、特定秘密でない情報のみが記録されながら、同表示をしている頁があるものと認めたとして、特定秘密でない情報のみが記録されている頁にしている当該表示を抹消することを求める是正の求めが、平成30年12月11日付けで防衛大臣に対してなされた。
- 防衛省において、特定秘密でない情報のみが記録されている文書（17件）について、特定秘密表示をしているものと認めたとして、当該表示をすべて抹消することを求める是正の求めが、平成30年12月11日付けで防衛大臣に対してなされた。また、これらの文書が特定秘密文書を管理する簿冊に記録されているものと認めたとして、特定秘密保護法の運用の適正を確保する観点から修正が望ましいとの指摘が、同日付けでなされた。

(2) 情報監視審査会による調査等への対応

ア 情報監視審査会による調査への対応

国会法（昭和22年法律第79号）では、各議院の情報監視審査会*29は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査した結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができ、勧告の結果とられた措置について報告を求めることができるものとされている（同法第102条の16）。

対象期間中において、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について各議院の情報監視審査会による調査が行われたところ、同法第102条の16第1項の規定に基づく勧告はなされなかった。

調査の一環として、衆議院情報監視審査会においては、平成29年年次報告書における意見への政府における対応状況等について調査が行われた。

また、同審査会から、平成29年中の特定秘密が記録された保存期間が1年未満の行政文書の廃棄状況に関する資料の要求がなされ、平成29年中に別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の写し（412,171件）、別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の素材（14,770件）及び暗号関係（3,

*29 行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの国会法第104条第1項の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設けることとされている（同法第102条の13）。

688件)の文書を廃棄したことを示す資料を提出した*30。

他方、参議院情報監視審査会においては、特に、いわゆるサードパーティ・ルールについて調査が行われ、特定秘密保護法案審査時等の国会答弁と同法施行後の運用や審査会での政府側の説明との整合性について公開の場で確認するため、審査会の決議により議員その他の者の傍聴を許すものとした審査会において質疑が行われた。同審査会には上川国務大臣(当時)が出席し、いわゆるサードパーティ・ルールが適用される特定秘密の提供を求めた場合の政府の対応等に関する質疑が行われた。

イ 情報監視審査会の年次報告書における意見・指摘への対応

(7) 平成29年年次報告書への対応

平成30年3月28日に、衆議院情報監視審査会の会長から衆議院議長に対して、平成30年12月6日に、参議院情報監視審査会の会長から参議院議長に対して、平成29年年次報告書が提出された。

衆議院情報監視審査会の報告書においては、政府に対し7点について意見が出され、参議院情報監視審査会の報告書においては9点について要改善・指摘事項が示された(資料10参照)。衆議院情報監視審査会から出された特定秘密が記録された行政文書の廃棄に関する意見その他の意見については、政府で対応を検討し、同審査会において説明した。対応状況の概要は表9のとおりである。参議院情報監視審査会から出された要改善・指摘事項については、政府においてこれを重く受け止め、今後、対応方針について真摯に検討し、参議院情報監視審査会に対し説明する。

(イ) 平成30年年次報告書への対応

平成31年3月26日に、衆議院情報監視審査会の会長から衆議院議長に平成30年年次報告書が提出され、政府に対し、7点について意見が出された(資料11参照)。政府においては、これを重く受け止め、今後、対応方針について真摯に検討し、衆議院情報監視審査会に対し説明する。

*30 「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成23年4月1日内閣総理大臣決定、平成31年2月26日一部改正)第4-3(6)では、保存期間を1年未満とすることができる行政文書の類型として、「別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」、「定型的・日常的な業務連絡、日程表等」、「意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書」、「保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書」等が例示されている。

表9 衆議院情報監視審査会の平成29年年次報告書における意見への対応状況（概要）

No.	意見の要点	政府側の対応状況
(1) 特定秘密文書廃棄問題	ア 特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断基準関係	○ 平成30年4月17日に開催した内閣保全監視委員会において、上川国務大臣（当時）から関係省庁の事務次官級である各委員に対し、以下の内容について指示した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定秘密が記録された行政文書を含む公文書は健全な民主主義の根幹を支える「国民共有の知的資源」であり、公文書管理法の下、適切に管理されなければならないこと。 ・ 改正「行政文書の管理に関するガイドライン」による厳格なルールを全職員に徹底し、確実に運用すること。 ・ 特定秘密が記録された行政文書も、公文書管理法により、歴史公文書等に該当するものについては、特定秘密の指定が解除され又は指定の有効期間が満了し、保存期間が満了した場合には国立公文書館等に移管することとなることを前提にした適切な管理を行うこと。 ○ 行政文書の管理に関するガイドラインに則って各行政機関の文書管理規則が制定されているところであり、既に内規上、歴史資料として重要な行政文書は歴史公文書等とされている旨を説明した。
	(イ) 歴史公文書等該当性の判断について、独立公文書管理監が当該特定秘密の政策への反映の有無等とあわせ、特定秘密としての重要性を慎重に確認することの検討	(省略)
	(ウ) 独立公文書管理監が、廃棄の検証・監察を行う際は、アーキビストなどから意見を聞くプロセスを設ける措置を運用基準等に明確化	○ 内閣総理大臣への廃棄協議において、内閣府大臣官房公文書管理課による確認作業が行われるところ、その際にいわゆるアーキビストの意見を聞く

<p>することの検討</p>	<p>ことができる旨を説明した。</p>
<p>(エ) 独立公文書管理監が、特定秘密文書の保存期間を1年以上とするか否かの判断の妥当性を検証できるよう、運用基準等に明確化することの検討</p>	<p>○ 内閣情報調査室が、事務連絡「内閣府独立公文書管理監による『特定秘密である情報を記録する保存期間1年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか』の検証・監察について（通知）」を発出し、保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間を1年以上とすべきものがないかの検証・監察が行われることとなった。</p>
<p>イ 行政文書の保存期間が1年以上の特定秘密文書の廃棄関係</p>	
<p>(ア) 政府として公文書管理に係る法令等を見直し、特定秘密文書について、原則として保存期間を1年以上に設定することなどの規定を整備することの検討</p>	<p>○ 「行政文書の管理に関するガイドライン」の改正を受け、各行政機関は文書管理規則を改正し、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を設定し、また、保存期間1年未満の行政文書について、その判断基準を明確化し、特定秘密文書を含め、重要な行政文書について1年未満の保存期間が設定されることのないようにしている旨を説明した。</p>
<p>(イ) 特定秘密文書等の廃棄について、独立公文書管理監が廃棄を妥当と認めた際の審査会への速やかな連絡及び説明</p>	<p>(省略)</p>
<p>(ウ) 特定秘密文書の廃棄により行政文書不存在の特定秘密となる場合について、保存期間の延長又は指定解除の検討</p>	<p>○ 以下の内容について説明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供元の行政機関においては提供した文書の正本・原本を保有し続け、適切に情報を管理していること。 ・ 提供元の特定秘密は、指定の要件を満たしており、引き続き保護する必要があることから、提供先においてもこれを保護するため、指定を維持することが適当であること。
<p>(エ) 旧防衛秘密から特定秘密に移行された時期の文書の状況の整理及び審査会への説明</p>	<p>○ 防衛省において、特定秘密保護法の施行時点での特定秘密文書の保有件数について調査を行い、その結果を報告</p>

		した。
	ウ 行政文書の保存期間が1年未満の特定秘密文書の廃棄関係	
	(ア) 保存期間を1年未満とするのは正本・原本の写しに限定し、その旨を内規に定めるよう、政府としての方針の作成の検討	(1)イ(ア)に同じ
	(イ) 正本・原本の写し以外のもののうち、保存期間を1年以上とすることが極めて困難なものについて、(ア)の例外として内規に明記することの検討	(1)イ(ア)に同じ
	(ウ) 保存期間が1年未満の特定秘密文書の廃棄について、独立公文書管理監による検証・監察を行うよう、早急な運用の見直し	(1)ア(エ)に同じ
	エ 特定秘密文書件数関係	
	(ア) 特定秘密文書の廃棄件数について、保存期間1年以上と1年未満を分けた上で国会報告に記載	○ 本報告に平成29年中の保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄状況を示す資料を提出した旨を記載した(6(2)ア参照)。
	(イ) 各年末時点での特定秘密文書の保有件数について、複製を含めた件数の計上方法の検討及び審査会への報告	○ 平成29年末時点における複製物を含む特定秘密文書の政府全体の件数の概数について報告した。
(2) 特定秘密文書不存 在関係	ア 複数の行政機関が同一の特定秘密を指定している場合について、特定秘密文書を保有していない行政機関の指定の解除又は文書を保有することの再検討	(1)イ(ウ)に同じ
	イ 行政文書が不存の特定秘密については、指定管理簿の備考欄等にその旨を記載するなど、記録に残す措置の検討	○ 審査会に提出する特定秘密指定管理簿綴りに行政文書が不存の特定秘密の一覧を添付することとした。
(3) 作成から30年を超 える特定秘密文書関係	ア 作成から30年を超える特定秘密文書の概要について、審査会への報告	○ 各行政機関から資料を提出し、報告した。
	イ 作成から30年を超える特定秘密文書について、保存期間満了時の措置を再検証の上、原則として歴史公文書等とし、保存期間満了後	○ 以下の内容について説明した。 ・ 特定秘密文書も、公文書管理法により、歴史公文書等に該当するものについては、特定秘密の指定が解除され、

	は国立公文書館等に移管することの検討	又は指定の有効期間が満了し、保存期間が満了した場合には国立公文書館等に移管することになっていること。 ・ 内閣府独立公文書管理監の検証・監察を経て、内閣総理大臣と協議し、同意を得た上で廃棄をするといった手続を踏むことになっており、恣意的に廃棄されることがないような仕組みが設けられていること。
	ウ 平成28年年次報告書の審査会意見で付した、作成から30年を超える特定秘密文書について、独立公文書管理監による審査や指定の有効期間を30年を超えて延長する場合と同等の厳格な措置の検討	○ 作成から30年を超える特定秘密が記録された行政文書の保有の状況の把握に努めつつ、その適正を確保するために何らかの措置が必要かどうかについて引き続き検討を行う。
(4) 指定の在り方関係	ア 平成27年年次報告書の審査会意見で指摘した、特定秘密の内容を示す名称の付け方についての統一方針を早急に定め、運用基準等に盛り込むことの検討	○ 運用基準等に統一した方針を含める必要について引き続き検討を行う。
	イ 非公知性について、個別具体的な判断に当たっての例示等より具体的な判断基準の作成の検討	○ 以下の内容について説明した。 ・ 特定秘密として指定した情報と同一性を有する情報が、報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると我が国が認定する場合には、我が国の政府により公表されていない場合であっても、「公になっていないもの」とはならないこと。 ・ 特定秘密と同一性を有するかどうかは個別具体的な状況を踏まえつつ、行政機関の長が判断することなので判断基準を作成することは困難であるが、必要に応じて、個別具体の情報ごとに非公知性の有無について審査会に説明してまいりたい。
	ウ 指定解除（一部解除を含む。）の審査会への報告・公表	○ 引き続き、審査会に報告し、公表する。
	エ 複数の特定秘密が記録された文書について、記録された特定秘密のいわゆるひも付けを明らかに	○ 可能な限り資料を提出した。

	し、審査会に提出する資料に記載することの検討	
(5) 独立公文書管理監関係	ア 実地調査の増加による検証・監察の実効性の向上。自らの関心に従った主導的な文書等の対象の選定	(省略)
	イ 検証・監察の一連の流れについて、具体例を用いた審査会への説明	(省略)
(6) 外務省及び経済産業省の指定する特定秘密関係	ア 外務省が指定する特定秘密のうち、その内容を示す名称が具体的にないものについて、提示する情報を限定することなく、提示が可能な全ての情報の審査会への提示	○ 審査会から議決により提示を求められた場合には、外務省として国会法等の規定に従って適切に判断することとなる旨を説明した。
	イ 外務省が指定する外国の政府との協議等に関する特定秘密に関して、関係国についての具体的な説明	(6)アに同じ
	ウ 経済産業省が指定する特定秘密のうち、資源エネルギーに関する情報について、資源エネルギー庁における指定等の再検討	○ 経済産業省における指定・管理が妥当である理由について説明した。
(7) 当審査会の政府に対する意見への対応関係	審査会が平成27年及び平成28年年度次報告書で表明した意見に関する改善等の取組	○ 引き続き改善等の取組に努める。

(注) 内閣府独立公文書管理監に関する意見への対応状況については、運用基準（V 5 (1)オ）に基づく内閣総理大臣への「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」として公表される。

7 内閣府独立公文書管理監からの意見

運用基準において、内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会に対し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理についての意見を述べるができるものとされており（運用基準V 5 (1)ウ）、平成31年3月13日に、以下の意見が提出された。

平成30年中には、本職による是正の求め等を受けて、関係行政機関において、特定秘密でない情報のみが記録されている頁の特定秘密表示が抹消されるなど、所要の措置が講じられたものと承知している。特定秘密保護法、施行令、運用基準及び各種関連規程の内容を十分に理解し、これらの適正な運用の確保を図りつつ、特定秘密の保護のための措置を適確に講じることが特定秘密を取り扱う者の責務とされていることを踏まえ、引き続き、各行政機関における特定秘密保護法のより一層適正な運用に努められたい。

8 有識者からの意見

第7回情報保全諮問会議における有識者からの意見に基づいて、国会報告における記述を追加したほか（資料12参照）、第8回情報保全諮問会議に際し、有識者から本報告に関し意見を聴取したところ、以下の意見が出されたことから、必要な修正を行った。

- 防衛装備庁が指定を解除した特定秘密について、いつ指定されたものであるのか明記すべきである。
- 防衛装備庁が指定を解除した特定秘密について、英国側からの要請に基づき、あらかじめ特定秘密として指定したことについて、説明を加えるべきである。
- 運用基準に基づく通報の制度について、職員に対してどのように周知を図っているのか具体的に記載すべきである。
- 指定を解除すべき条件が設定されている特定秘密について、行政機関ごとの件数を記載すべきである。
- 特定秘密が記録された行政文書の保有状況について、同一行政機関内で、同一の内容のものを複数保有している場合は原則として1件として計上していることを説明すべきである。
- 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数について、実際に特定秘密の取扱いの業務を行っていない者も含まれることについて説明しておくべきである。
- 特定秘密表示に関する是正の求めについて、その対象となった文書件数について追記すべきである。
- 本報告の対象期間外に判明した定期検査の結果であっても、他の行政機関に対する注意喚起等の観点から重要と考えられるものについては、本報告書の資料編に何らかの形で記載すべきである。
- 防衛装備庁の定期検査の実施時期について、本報告の対象期間外に及ぶものがあるの

で、その旨について説明を加えるべきである。

そのほか、特定秘密保護法の運用等に関して以下の意見が出された。

- 特定秘密保護法は施行から5年近くが経過し、この間、関係各国との間の情報交換が法施行以前に比べて格段に活発化していると聞く。日本周辺地域を始め国際的な安全保障環境が厳しさを増している中で、同法の順調な運用が一層重要性を増すものとする。
- 内閣府独立公文書管理監からの是正の求めや情報監視審査会からの意見・指摘に対して、改善措置が適切に行われていることも、本法の運用が順調に機能していることを示すものといえる。ただし、指摘された事項は、いずれも軽微な誤りとはいえ、軽率な扱いによって生じたと思われるものが多く、政府においてはより厳格な、緊張感を持った文書管理の指導に努めてもらいたい。これまでのところ、本法の施行によって報道機関の取材活動に関し特段の問題は生じていないと考えるが、国民の知る権利、報道の自由の尊重は民主主義社会の根幹をなすものであり、報道機関の信頼を損なうことのないよう、常に細心の注意を払うよう求めたい。その意味で、近年、国の行政機関における公文書のずさんな取扱いや関係部局内の意思疎通の機能不全ぶりが表面化したことは残念だった。これらの案件は特定秘密保護とは別種の問題ではあるが、文書管理全般について国民の不信を招くおそれがあるため、政府として事態を深刻に受け止め、各省への指導を強化してほしい。
- 国際情勢の推移によって、また、国民の公文書管理問題に対する関心の高まりもあって、今後、独立公文書管理監及びそのスタッフの業務量が増えることが予想される。既に体制強化の検討が進められていると聞くが、友好関係にある各国の事例などを参考に、審査体制の充実に努めることを期待する。
- 本年3月に決定された「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」により、政府全体として本格的な行政文書の電子的管理に移行することを目指すこととされた。他方で、特定秘密が記録された行政文書については、一般の行政文書には適用されない厳重な保全措置を講ずる必要があるところ、上記の方針との関係で、その電子的管理に関する基本的な考え方を数年以内に公表することを検討していただきたい。また、その際には、他国において機密情報に要する情報システム保全費用が巨額なものになっていることなどを踏まえ、継続的な予算措置が可能か否かといった行政上の効率性（費用対効果）の観点からの検討も加えていただきたい。
- 本年3月に決定された「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」により、一般の行政文書の管理が厳格化されることを踏まえ、特定秘密文書についても、電子的管理が可能なものとそうでないものについて検討し、引き続き厳格な取扱いがなされるよう措置すべきである。
- 特定秘密保護法の施行後5年を経過した場合における運用基準の見直しと検討については、各委員からの意見を早期に取りまとめるとともに、委員の意見交換ができる場を

設けた方がよいと考える。

- 行政文書の管理に関するガイドラインが改正され、「意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書」について原則として1年以上の保存期間を設定することが明記されるとともに、保存期間を1年未満として設定することが可能な文書の類型が示された。特定秘密を記録する行政文書についても、当然に公文書の管理等に関する法律等が適用される場所、こうした原則と例外が逆転することのないよう徹底していただきたい。
- 特定秘密を指定する権限を有する20の行政機関のうち、過去において一度も特定秘密を指定したことがない行政機関が9機関存在している。特定秘密の指定権限を有する行政機関が法施行後5年を経過した段階で指定を行っていなかった場合、特定秘密を指定する見込みがあつて権限を付与されたのに指定をしなかった理由を提出して、委員が意見を言える機会を設けていただきたい。
- 保護規程に基づく定期検査について、膨大な数の特定秘密文書を取り扱っている行政機関では、機械的・形式的な検査に終始し、適正な取扱いが徹底されないおそれもあるため、特定秘密文書の保有件数の多寡に応じて、定期検査の実施回数を含め、実効的な定期検査の方法について検討すべきである。
- 以前から、適性評価が恣意的でないことを明らかにする手立てについて検討するよう指摘してきたところであるが、適合事業者（民間事業者）の従業者も対象となっており、調査事項にはセンシティブな情報も含まれることから、何らかの方法での透明性の確保は重要だと考えられるので、この点について、引き続き検討し、国会報告に記載すべきである。
- 法律では指定の有効期間を「5年を超えない範囲内」と規定しており、運用基準においても、具体的な例示（2年、3年及び4年の例示）をした上で、「指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとする」とされているにもかかわらず、ほとんどの特定秘密について5年の有効期間が設定されている。以前から、指定の有効期間を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間となっているか点検した上、より短期の有効期間を設定するよう指摘してきたところであるが、この点について引き続き検討し、国会報告に記載すべきである。
- 以前から、指定を解除すべき条件について、運用基準に従い、国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性に基づく設定について具体的に検討するよう指摘してきたところであるが、このような条件の設定がなされていない状況にある。国民に特定秘密の指定解除請求が認められる制度となっていないこともあり、国民の利益を意識した設定をしていただきたい。また、引き続き、この点について検討し、国会報告に記載すべきである。
- 政府は、参議院情報監視審査会によるサードパーティ・ルールが適用される特定秘密の提示に関する決議を受け、情報提供元の承諾を得て初めて当該文書を提出した。同審

査会は、特定秘密における同ルールの適用の在り方と同審査会への提供に関する政府の判断基準等を真摯に議論してきたことから、具体的な提示がなされたことには意義がある。しかしながら、今回の提示のような制度的な検証の枠組みを超えて、このような提示を毎年のように実施すれば、提示について承諾を求める提供元との信頼関係を損なうおそれもあることから、今後の提供については慎重な判断をする必要があると考える。

- 公文書管理について国民の関心も高まっていることから、内閣情報調査室が発出した事務連絡「内閣府独立公文書管理監による「特定秘密である情報を記録する保存期間1年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか」の検証・監察について（通知）」については、内閣官房の「特定秘密保護法関連」のホームページで公開すべきである。

【資料編】

(参照条文)

- 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄）・・・・・・・・・・35
- 特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）（抄）・・・・・・・・42
- 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）（抄）・・・・・・・・・・43
- 自衛隊法（昭和29年法律第165号。特定秘密の保護に関する法律附則第4条の規定による改正前の自衛隊法）（抄）・・・・・・・・・・44
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）（抄）・・・・・・・・・・44
- 国会法（昭和22年法律第79号）（抄）・・・・・・・・・・52

(各種資料)

- 1 情報保全諮問会議の開催について（平成26年1月14日内閣総理大臣決裁）・・・・・・・・53
- 2 情報保全諮問会議構成員（平成31年4月3日現在）・・・・・・・・・・54
- 3 特定秘密保護法上の行政機関（平成30年12月31日現在）・・・・・・・・・・55
- 4 特定秘密管理者の数及びその名称（平成30年12月31日現在）・・・・・・・・・・56
- 5 平成30年末時点における「事項の細目」別の指定の状況・・・・・・・・・・58
- 6 対象期間中における指定の理由の点検状況・・・・・・・・・・64
- 7 対象期間中における特定秘密の保護の状況に関する定期検査の状況・・・・・・・・65
- 8 内閣保全監視委員会の構成等について（平成26年12月8日内閣官房長官決定）・・・・66
- 9 特定秘密とみなされた旧防衛秘密の「事項の細目」別の内訳・・・・・・・・・・67
- 10 情報監視審査会の平成29年年次報告書における意見及び要改善・指摘事項・・・・・・・・68
- 11 衆議院情報監視審査会の平成30年年次報告書における意見・・・・・・・・・・73
- 12 前回の国会報告（平成30年5月）における有識者からの意見・・・・・・・・・・75

(参照条文)

○特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄）

(定義)

第2条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院

(特定秘密の指定)

第3条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第4号及び第5号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。第11条第1号を除き、以下同じ。）は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定するものとする。ただし、内閣総理大臣が第18条第2項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない。

2 行政機関の長は、前項の規定による指定（附則第5条を除き、以下単に「指定」という。）をしたときは、政令で定めるところにより指定に関する記録を作成するとともに、当該指定に係る特定秘密の範囲を明らかにするため、特定秘密である情報について、次の各号のいずれかに掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 政令で定めるところにより、特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この号において同じ。）若しくは物件又は当該情報を化体する物件に特定秘密の表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）をすること。
- 二 特定秘密である情報の性質上前号に掲げる措置によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該情報が前項の規定の適用を受ける旨を当該情報を取り扱う者に通知すること。

3 (略)

(指定の有効期間及び解除)

第4条 行政機関の長は、指定をするときは、当該指定の日から起算して5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした情報が前条第1項に規定する要件を満たすときは、政令で定めるところにより、5年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

3 指定の有効期間は、通じて30年を超えることができない。

4 前項の規定にかかわらず、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立つても、なお指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得た場合（行政機関が会計検査院であるときを除く。）は、行政機関の長は、当該指定の有効期間を、通じて30年を超えて延長することができる。ただし、次の各号に掲げる事項に関する情報を除き、指定の有効期間は、通じて60年を超えることができない。

一 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。別表第1号において同じ。）

二 現に行われている外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の政府又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報

三 情報収集活動の手法又は能力

四 人的情報源に関する情報

五 暗号

六 外国の政府又は国際機関から60年を超えて指定を行うことを条件に提供された情報

七 前各号に掲げる事項に関する情報に準ずるもので政令で定める重要な情報

5・6 （略）

7 行政機関の長は、指定をした情報が前条第1項に規定する要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

（特定秘密の保護措置）

第5条 行政機関の長は、指定をしたときは、第3条第2項に規定する措置のほか、第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関において当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めることその他の当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講ずるものとする。

2～6 （略）

（我が国の安全保障上の必要による特定秘密の提供）

第6条 特定秘密を保有する行政機関の長は、他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために当該特定秘密を利用する必要があると認めるときは、当該他の行政機関に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、この項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

2・3 （略）

第7条 警察庁長官は、警察庁が保有する特定秘密について、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために都道府県警察にこれを利用させる必要があると認めるときは、

当該都道府県警察に当該特定秘密を提供することができる。

2・3 (略)

(その他公益上の必要による特定秘密の提供)

第10条 第4条第5項、第6条から前条まで及び第18条第4項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合(次号から第4号までに掲げる場合を除く。)であつて、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあつては附則第10条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあつては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。

イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和22年法律第79号)第104条第1項(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和22年法律第225号)第1条の規定により行う審査又は調査であつて、国会法第52条第2項(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)又は第62条の規定により公開しないこととされたもの

ロ 刑事事件の捜査又は公訴の維持であつて、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第316条の27第1項(同条第3項及び同法第316条の28第2項において準用する場合を含む。)の規定により裁判所に提示する場合のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの

二 民事訴訟法(平成8年法律第109号)第223条第6項の規定により裁判所に提示する場合

三 情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成15年法律第60号)第9条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

四 会計検査院法(昭和22年法律第73号)第19条の4において読み替えて準用する情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項の規定により会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

2・3 (略)

第11条 特定秘密の取扱いの業務は、当該業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者が当該特定秘密を保有させ、若しくは提供する行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が直近に実施した次条第1項又は第15条第1項の適性評価(第13条第1項(第15条第2項において準用する場合を含む。))の規定による通知があつた日から5年を経過していないものに限る。)において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者(次条第1項第3号又は第15条第1項第3号に掲げる者として次条第3項又は第15条第2項において読み替えて準用する次条第3項の規定による告知があつた者を除く。)でなければ、行ってはならない。ただし、次に掲げる者については、次条第1項又は第15条第1項の適性評価を受けることを要しない。

一 行政機関の長

二 国務大臣(前号に掲げる者を除く。)

三 内閣官房副長官

四 内閣総理大臣補佐官

五 副大臣

六 大臣政務官

七 前各号に掲げるもののほか、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第1項又は第15条第1項の適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができるものとして政令で定める者

(行政機関の長による適性評価の実施)

第12条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一 当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあっては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第5条第4項若しくは第8条第1項の契約（次号において単に「契約」という。）に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第1項の規定による通知をした日から5年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）

二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る次条第1項の規定による通知があった日から5年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者

三 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

2 適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。

一 特定有害活動（公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第3号において同じ。）及びテロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第4号において同じ。）との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、

生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）

二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

四 薬物の濫用及び影響に関する事項

五 精神疾患に関する事項

六 飲酒についての節度に関する事項

七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3 適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。

一 前項各号に掲げる事項について調査を行う旨

二 前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨

三 評価対象者が第1項第3号に掲げる者であるときは、その旨

4 行政機関の長は、第2項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（適性評価の結果等の通知）

第13条 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に対し通知するものとする。

2 行政機関の長は、適合事業者の従業者について適性評価を実施したときはその結果を、当該従業者が前条第3項の同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該評価対象者が当該適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。第16条第2項において同じ。）であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に対し通知するものとする。

4 行政機関の長は、第1項の規定により評価対象者に対し特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかった理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。

（行政機関の長に対する苦情の申出等）

第14条 評価対象者は、前条第1項の規定により通知された適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができる。

2 行政機関の長は、前項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情

の申出をした者に通知するものとする。

3 評価対象者は、第1項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

(特定秘密の指定等の運用基準等)

第18条 政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、毎年、第1項の基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かななければならない。

4 内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関し、その適正を確保するため、第1項の基準に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施が当該基準に従って行われていることを確保するため、必要があると認めるときは、行政機関の長（会計検査院を除く。）に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施について改善すべき旨の指示をすることができる。

(国会への報告等)

第19条 政府は、毎年、前条第3項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

附 則

(施行後5年を経過した日の翌日以後の行政機関)

第3条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して5年を経過した日の翌日以後における第2条の規定の適用については、同条中「掲げる機関」とあるのは、「掲げる機関

（この法律の施行の日以後同日から起算して5年を経過する日までの間、次条第1項の規定により指定された特定秘密（附則第5条の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる場合における防衛秘密を含む。以下この条において単に「特定秘密」という。）を保有したことがない機関として政令で定めるもの（その請求に基づき、内閣総理大臣が第18条第2項に規定する者の意見を聴いて、同日後特定秘密を保有する必要が新たに生じた機関として政令で定めるものを除く。）を除く。）」とする。

(自衛隊法の一部改正に伴う経過措置)

第5条 次条後段に規定する場合を除き、施行日の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法（以下この条及び次条において「旧自衛隊法」という。）第96条の2第1項の規定により防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日において第3条第1項の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報と、施行日前に防衛大臣が当該防衛秘密として指定していた事項について旧自衛隊法第96条の2第2項第1号の規定により付した標記又は同項第2号の規定によりした通知は、施行日において防衛大臣が当該特定秘密について第3条第2項第1号の規定によりした表示又は同項第2号の規定によりした通知とみなす。この場合において、第4条第1項中「指定をするときは、当該指定の日」とあるのは、「この法律の施行の日以後遅滞なく、同

日」とする。

別表（第3条、第5条—第9条関係）

一 防衛に関する事項

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの
の仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの
の製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

二 外交に関する事項

- イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体
の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその
方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）
- ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体保護、領域の保全若しくは国際社会の平和
と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報
（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

三 特定有害活動の防止に関する事項

- イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「特定有害活動
の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体保護に関する重要な情報又は外
国の政府若しくは国際機関からの情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号

四 テロリズムの防止に関する事項

- イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防
止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体保護に関する重要な情報又は外国
の政府若しくは国際機関からの情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

○特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）（抄）

（法第3条第1項ただし書の政令で定める行政機関の長）

第3条 法第3条第1項ただし書の政令で定める行政機関の長は、次に掲げるとおりとする。

一 法第2条第1号に掲げる機関（内閣官房及び合議制の機関を除く。）、宮内庁、消費者庁、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、農林水産省、林野庁、水産庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、気象庁及び環境省の長

二 法第2条第1号に掲げる機関（合議制の機関（国家安全保障会議を除く。）に限る。）、公正取引委員会、個人情報保護委員会、公害等調整委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会及び会計検査院

三 前条各号に掲げる者

（指定に関する記録の作成）

第4条 法第3条第2項の規定による同項の指定に関する記録の作成は、法第18条第1項の基準

（以下「運用基準」という。）で定めるところにより、法第3条第1項の規定による指定（以下単に「指定」という。）及びその解除を適切に管理するための帳簿（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製するものを含む。以下「特定秘密指定管理簿」という。）に次に掲げる事項を記載し、又は記録することにより行うものとする。

一 指定をした年月日

二 指定の有効期間及びその満了する年月日

三 指定に係る特定秘密の概要

四 指定に係る特定秘密である情報が法別表第1号イからヌまで、第2号イからホまで、第3号イからニまで又は第4号イからニまでのいずれの事項に関するものであるかの別

五 法第3条第2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別

六 前各号に掲げるもののほか、指定を適切に管理するために必要なものとして運用基準で定める事項

（特定秘密の表示の方法）

第5条 法第3条第2項第1号の規定による特定秘密の表示（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）

にあつては、当該表示の記録を含む。以下「特定秘密表示」という。）は、次の各号に掲げる特定秘密文書等（特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

一 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 別記第1様式に従い、その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

二・三 （略）

（行政機関の長による特定秘密の保護措置）

第12条 行政機関の長は、特定秘密を適切に保護するために、運用基準で定めるところにより、次

に掲げる措置の実施に関する規程を定めるものとする。

一 特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名

二～四 (略)

五 特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限

六～八 (略)

九 特定秘密の取扱いの業務の状況の検査

十 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による特定秘密文書等の廃棄

十一・十二 (略)

2・3 (略)

(都道府県警察による特定秘密の保護措置)

第13条 法第5条第3項の政令で定める事項は、当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下この項及び第20条において「警察本部長」という。）による次に掲げる措置及び当該特定秘密に関する前条第1項各号に掲げる措置の実施に関する事項とする。

一～四 (略)

2 (略)

(その他公益上の必要による特定秘密の提供を受けた者による特定秘密の保護措置)

第18条 法第10条第1項第1号の政令で定める措置は、同条（同号（イに係る部分を除く。）に係る部分に限る。）の規定により特定秘密の提供を受ける者による次に掲げる措置とする。

一 (略)

二 当該特定秘密の保護に関する業務を管理する者を指名すること。

三～十 (略)

別記第1様式（第5条関係）

特 定 秘 密

備考 色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

○公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）（抄）

（整理）

第5条

1～4 (略)

5 行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあつては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

○自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

※特定秘密の保護に関する法律附則第4条の規定による改正前の自衛隊法

（防衛秘密）

第96条の2 防衛大臣は、自衛隊についての別表第4に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2～4 （略）

別表第4（第96条の2関係）

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第8号及び第9号において同じ。）の種類又は数量
- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 七 防衛の用に供する暗号
- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- 十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第6号に掲げるものを除く。）

○特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）（抄）

Ⅱ 特定秘密の指定等

1 指定の要件

(1) 別表該当性

別表該当性の判断は、以下のとおり特定秘密保護法別表に掲げる事項の範囲内でそれぞれの事項の内容を具体的に示した事項の細目に該当するか否かにより行うものとする。なお、事項の細目に該当する情報の全てを特定秘密として指定するものではなく、当該情報のうち、後述の非公知性及び特段の秘匿の必要性の要件を満たすもののみを特定秘密として指定する。

【別表第1号（防衛に関する事項）】

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
 - a 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）
 - (a) 自衛隊の訓練又は演習
 - (b) 自衛隊の情報収集・警戒監視活動（(c)に掲げるものを除く。）
 - (c) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）に規定する防衛出動、治安出動、自衛隊の施設等の警護出動その他の我が国の安全を確保するための自衛隊の行動

- b 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究であってアメリカ合衆国の軍隊との運用協力に関するもの（同国において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
 - a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）
 - b 外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
 - c a又はbを分析して得られた情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
 - ロ aからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力（イ a (b)に掲げるものを除く。）
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
 - a 防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り又はこれに対する我が国の防衛若しくは防衛力の整備に関する方針
 - b 防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り又はこれに基づく研究
 - c 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究であってアメリカ合衆国との防衛協力に関するもの
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量
 - 武力攻撃事態その他の緊急事態への自衛隊の対処に際して自衛隊の部隊が装備する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量のうち当該部隊が当該事態に対処する能力を推察できるもの
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
 - 自衛隊の部隊の間での通信に使用する通信網の構成又は通信の方法（外国の政府等から提供されたものにあつては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
- ト 防衛の用に供する暗号
 - 我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあつては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものもの仕様、性能又は使用方法
 - a 自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のものもの仕様、性能又は使用方法（bに掲げるものを除く。）
 - b 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの

の仕様、性能又は使用方法のうち外国の政府等から提供されたもの（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの
の製作、検査、修理又は試験の方法

a 自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のもの
の製作、検査、修理又は試験の方法（bに掲げるものを除く。）

b 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの
の製作、検査、修理又は試験の方法のうち外国の政府等から提供されたもの（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

防衛の用に供する施設の構造その他の設計上の情報、施設の能力に関する情報又は内部の用途（外国の政府等から提供されたものにあつては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

【別表第2号（外交に関する事項）】

イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの

a 外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）

(a) 国民の生命及び身体の保護

(b) 領域の保全

(c) 海洋、上空等における権益の確保

(d) 国際社会の平和と安全の確保（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(c)までに掲げるものを除く。）

b 外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの

ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）

a 我が国が実施する以下の措置の方針（bに掲げるものを除く。）

(a) 外国人の本邦への入国の禁止若しくは制限又は邦人の外国への渡航の自粛の要請

(b) 貨物の輸出若しくは輸入の禁止又は制限

(c) 資産の移転の禁止又は制限

(d) 航空機の乗り入れ若しくは船舶の入港の禁止又は制限

(e) (b)の貨物を積載した船舶の検査

(f) 外国の政府等に対して我が国が講ずる外交上の措置（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(e)までに掲げるものを除く。）

- b 領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針
- ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）
 - a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）
 - b 外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
 - c a又はbを分析して得られた情報
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
 - ハ aからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号
 - 我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあつては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）

【別表第3号（特定有害活動の防止に関する事項）】

- イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「特定有害活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
 - a 特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）
 - (a) 特定秘密保護法第12条第2項第1号に規定する核兵器、化学製剤、細菌製剤その他の物を輸出し、又は輸入するための活動の防止
 - (b) 緊急事態への対処に係る部隊の戦術
 - (c) 重要施設、要人等に対する警戒警備
 - (d) サイバー攻撃の防止
 - b 特定有害活動の防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの
- ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
 - a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）
 - b 外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
 - c a又はbを分析して得られた情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ロ a から c までに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力

ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号

我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあつては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）

【別表第4号（テロリズムの防止に関する事項）】

イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

a テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）

(a) 緊急事態への対処に係る部隊の戦術

(b) 重要施設、要人等に対する警戒警備

(c) サイバー攻撃の防止

b テロリズムの防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの

ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報

a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）

b 外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

c a 又は b を分析して得られた情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ロ a から c までに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力

ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあつては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）

(2)～(4) (略)

2 実施体制

行政機関の長は、施行令第12条第1項第1号の特定秘密の保護に関する業務を管理する者として、行政機関の長以外の当該行政機関の職員のうちから、我が国の安全保障に関する事務のうち

特定秘密保護法別表に掲げる事項に係るものを所掌する国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第7条の官房、局、部若しくは委員会の事務局若しくは事務総局長、同法第8条の2の施設等機関の長、同法第8条の3の特別の機関の長、同法第9条の地方支分部局長又はこれらに準ずる者を特定秘密管理者に指名し、特定秘密の保護に関する業務を管理するために必要な以下に掲げる措置を講じさせるものとする。

(1)～(12) (略)

3 指定手続

(1) (略)

(2) 行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるように記述するとともに、当該情報の指定の理由(以下「指定の理由」という。)を記すものとする。この場合において、当該指定に係る情報の記述(以下「対象情報の記述」という。)は、これを特定秘密として取り扱うことを要しないように記さなければならない。また、指定の理由の中には、当該情報が指定の要件を満たしていると判断する理由を明記することとする。

(3) 対象情報の記述は、必要に応じ、「(〇〇を含む。）」、「(〇〇を除く。）」と記すこと等により、当該指定に係る情報の範囲が明確になるようにするものとする。また、毎年度作成する計画や継続的に収集する情報など、行政機関が当該指定に係る情報を異なる時期に複数回保有することが想定される場合には、指定の有効期間を定める趣旨に鑑み、対象情報の記述及び施行令第4条第3号の特定秘密の概要は、例えば「平成〇〇年度〇〇計画」、「情報収集衛星により平成〇〇年中に入手した衛星画像情報」、「平成〇〇年中の〇〇国との間の〇〇に関する交渉の内容」と期間を区切るなどして、適切に管理できるよう記すものとする。

(4) 特定秘密に指定しようとする情報が、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性、外国の政府等との交渉の終了その他の一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、当該条件を指定の理由の中で明らかにするものとする。

(5)・(6) (略)

4 指定の有効期間の設定

(1) 行政機関の長は、特定秘密保護法第4条第1項に基づく指定の有効期間として、特定秘密に指定しようとする情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し、指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとする。例えば、

- ・ 定期的に策定される計画の策定に必要な資料にあつては、当該計画の次の計画が策定されるまでの間(毎年策定する計画の場合には2年等)
- ・ 情報通信技術の動向に密接に関係する情報にあつては、一般に当該技術の進展に応じた年数(3年等)
- ・ 外国の政府等の政策に密接に関係する要人の動向に関する情報にあつては、当該国の指導者の任期(4年等)

と定めることが考えられるが、行政機関の長は、指定の有効期間の基準を定めることが可能な情報についてはこれを定めるなどにより、統一的な運用を図るものとする。

(2) (略)

Ⅲ 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長、解除等

2 指定の解除

(1) 指定の理由の点検等

行政機関の長は、その指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に、当該指定の理由を点検させ、その実施年月日を書面又は電磁的記録に記載又は記録させるとともに、指定の要件を満たしていないと認めるときには、速やかに指定を解除するものとする。

(2)～(4) (略)

IV 適性評価の実施

4 適性評価の実施についての告知と同意

(1)～(3) (略)

(4) 同意の取下げ

ア 特定秘密保護法第12条第3項の同意は、同意書を提出した後から適性評価の結果が通知されるまでの間、別添4の「適性評価の実施についての同意の取下書」（以下「同意の取下書」という。）の提出により取り下げることができるものとする。

イ アにより同意の取下書の提出があったときは、適性評価実施担当者は、その旨を適性評価実施責任者を経て行政機関の長に報告する。

ウ 適性評価実施責任者は、イの報告を受けたときは、当該評価対象者が掲載された名簿を提出した特定秘密管理者に対し、当該評価対象者の同意が取り下げられたことにより適性評価の手続を中止した旨を通知する。

エ 特定秘密管理者は、適合事業者の従業者についてウの通知を受けたときは、当該適合事業者に対し、当該従業者の同意が取り下げられたことにより適性評価の手続を中止した旨を別添9-2の「適性評価結果等通知書（適合事業者用）」により通知するとともに、当該通知に係る従業者が派遣労働者であるときは、当該通知の内容を当該従業者を雇用する事業主に通知するよう当該適合事業者に求めるものとする。

V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等

1 内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力

(1) 内閣官房は、特定秘密保護法の適正な運用の確保についての自らの責任を十分に認識し、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除（以下単に「特定秘密の指定及びその解除」という。）並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務を行う。

(2) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行を図るため、内閣に内閣保全監視委員会を設置する。内閣保全監視委員会の庶務は、内閣官房内閣情報調査室において処理し、内閣保全監視委員会の構成その他必要な事項は、別に内閣官房長官が定めるものとする。

(3)・(4) (略)

2 (略)

3 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正

(1) 内閣府独立公文書管理監による検証・監察・是正

ア 内閣府独立公文書管理監（内閣府独立公文書管理監が指名する内閣府の職員を含む。以下同じ。）は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法及び施行令の規定並びに本運用基準ⅠからⅢまで（以下「特定秘密保護法等」という。）に従って行われているかどうか検証し、監察するものとする。

イ (略)

ウ 内閣府独立公文書管理監は、検証又は監察の結果、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、当該特定秘密の指定及びその解除をし、又は当該特定行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求めるものとする。内閣府独立公文書管理監は、是正を求めたときは、その内容を内閣保全監視委員会へ通知するものとする。

(2) (略)

4 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報

(1) 通報の処理の枠組み

内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務を行う者若しくは行っていた者又は特定秘密保護法第4条第5項、第9条、第10条若しくは第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者（以下「取扱業務者等」という。）が、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料する場合に行う通報を受け付け、処理するため、窓口（以下「通報窓口」という。）を設置し、公表するものとする。

(2)・(3) (略)

5 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者及び国会への報告

(1) 内閣総理大臣への報告等

ア 行政機関の長は、毎年1回、(ア)から(シ)までに掲げる事項を内閣保全監視委員会に、(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

(ア) 当該行政機関の長が指定をした特定秘密の件数及び過去1年に新たに指定をした特定秘密の件数（Ⅱ1(1)に規定する事項の細目ごと。(イ)及び(ウ)において同じ。)

(イ) 過去1年に指定の有効期間の延長をした件数

(ウ) 過去1年に指定を解除した件数

(エ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去1年に国立公文書館等に移管した件数

(オ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去1年に廃棄した件数

(カ) 過去1年に廃棄した特定行政文書ファイル等の件数

(キ) 過去1年に処理した4(2)ア(ア)の通報の件数

(ク) 過去1年に適性評価を実施した件数（警察庁長官にあつては、警察本部長が実施した適性評価の件数を含む。(ケ)及び(コ)において同じ。)

(ケ) 過去1年に適性評価の評価対象者が特定秘密保護法第12条第3項の同意をしなかった件数

(コ) 過去1年に申出のあった特定秘密保護法第14条の苦情の件数

(サ) 過去1年に行った適性評価に関する改善事例

(シ) その他参考となる事項

イ 内閣保全監視委員会は、アの報告に加え、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求めることができる。

ウ 内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会に対し、ア(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲

げる事項に関し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理についての意見を述べることができる。

エ 内閣保全監視委員会は、アからウまでに定める報告、説明及び意見を取りまとめ、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

オ 内閣府独立公文書管理監は、毎年1回、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

(2) 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者への報告

内閣総理大臣は、毎年1回、(1)エの状況を特定秘密保護法第18条第2項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

(3) 国会への報告及び公表

ア 内閣総理大臣は、毎年1回、(2)の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を国会に報告するとともに、公表するものとする。

イ なお、両院に設置される情報監視審査会に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものをアに添付するものとする。

○国会法（昭和22年法律第79号）（抄）

第102条の13 行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（特定秘密保護法第12条第1項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第104条第1項（第54条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（特定秘密保護法第3条第1項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。

第102条の16 情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる。

2 情報監視審査会は、行政機関の長に対し、前項の勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

第104条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

2～4 （略）

(資料1)

情報保全諮問会議の開催について

〔平成26年1月14日〕
〔内閣総理大臣決裁〕

1 趣旨

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）の適正な運用のため、情報保全諮問会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 構成等

(1) 会議は、次に掲げる意見を、内閣総理大臣に対し述べることとする。

ア 特定秘密保護法第3条第1項、第18条第2項及び第3項並びに附則第3条の規定に基づく意見。

イ アに掲げるもののほか、特定秘密保護法の適正な運用を図るために必要な意見。

(2) 会議は、内閣総理大臣が委嘱する者により構成し、同大臣の下に開催する。

(3) 内閣総理大臣は、会議の構成員の中から、会議の座長及び主査を依頼する。

(4) 座長は、会議の事務を掌理する。

(5) 主査は、議事運営を含め専門的検討作業を取りまとめる。

(6) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(7) 会議の構成員の任期は、2年とし、再任することを妨げない。構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(8) 会議の議事録及び議事要旨を作成し、議事要旨については、会議終了後公表する。また、会議の配付資料についても、原則として、公表する。

3 庶務

会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(資料2)

情報保全諮問会議 構成員

(座長)

老川 祥一 読売新聞グループ本社取締役最高顧問・主筆代理・国際担当
(The Japan News 主筆)

塩入 みほも 駒澤大学法学部教授

清水 勉 日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員

住田 裕子 弁護士

(主査)

永野 秀雄 法政大学人間環境学部教授

南場 智子 株式会社ディー・エヌ・エー代表取締役会長

藤原 静雄 中央大学大学院法務研究科教授

※ 平成31年4月3日現在

(資料3) 特定秘密保護法上の行政機関 (平成30年12月31日現在)

No.	行政機関名	No.	行政機関名
1	国家安全保障会議	35	金融庁
2	<u>高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部</u>	36	消費者庁
3	<u>都市再生本部</u>	37	総務省
4	<u>構造改革特別区域推進本部</u>	38	公害等調整委員会
5	<u>知的財産戦略本部</u>	39	消防庁
6	<u>地球温暖化対策推進本部</u>	40	法務省
7	<u>地域再生本部</u>	41	公安審査委員会
8	<u>郵政民営化推進本部</u>	42	公安調査庁
9	<u>中心市街地活性化本部</u>	43	検察庁
10	<u>道州制特別区域推進本部</u>	44	外務省
11	<u>総合海洋政策本部</u>	45	財務省
12	<u>宇宙開発戦略本部</u>	46	国税庁
13	<u>総合特別区域推進本部</u>	47	文部科学省
14	原子力防災会議	48	スポーツ庁
15	<u>国土強靱化推進本部</u>	49	文化庁
16	<u>社会保障制度改革推進本部</u>	50	厚生労働省
17	<u>健康・医療戦略推進本部</u>	51	中央労働委員会
18	<u>社会保障制度改革推進会議</u>	52	農林水産省
19	<u>水循環政策本部</u>	53	林野庁
20	<u>まち・ひと・しごと創生本部</u>	54	水産庁
21	<u>サイバーセキュリティ戦略本部</u>	55	経済産業省
22	<u>東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部</u>	56	資源エネルギー庁
23	<u>特定複合観光施設区域整備推進本部</u>	57	特許庁
24	<u>ギャンブル等依存症対策推進本部</u>	58	中小企業庁
25	内閣官房	59	国土交通省
26	内閣法制局	60	観光庁
27	人事院	61	気象庁
28	復興庁	62	運輸安全委員会
29	内閣府	63	海上保安庁
30	宮内庁	64	環境省
31	公正取引委員会	65	原子力規制委員会
32	国家公安委員会	66	防衛省
33	警察庁	67	防衛装備庁
34	個人情報保護委員会	68	会計検査院

(注) 下線の意味については表7の(注2)を参照

(資料4) 特定秘密管理者の数及びその名称 (平成30年12月31日現在)

※< >内の数値は、特定秘密管理者の数
 ※指定に係る特定秘密管理者については、下線を付した。

行政機関名	特定秘密管理者の名称
国家安全保障会議	<u>国家安全保障局長</u> < 1人 >
内閣官房	内閣総務官、 <u>国家安全保障局長</u> 、内閣官房副長官補 (内政担当)、内閣官房副長官補 (外政担当)、 <u>内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当)</u> 、内閣広報官、 <u>内閣情報官</u> 、内閣サイバーセキュリティセンター長、内閣人事局長 < 9人 >
内閣府	大臣官房総務課長、大臣官房公文書管理課長、政策統括官 (科学技術・イノベーション担当)、政策統括官 (防災担当)、政策統括官 (原子力防災担当)、独立公文書管理監、宇宙開発戦略推進事務局長、食品安全委員会事務局長、国際平和協力本部事務局長、総合海洋政策推進事務局長 < 10人 >
国家公安委員会	警察庁長官官房国家公安委員会会務官 < 1人 >
警察庁 (注)	<u>警備局長</u> < 1人 >
金融庁	金融国際審議官、総合政策局総括審議官、総合政策局長、企画市場局長、監督局長、証券取引等監視委員会事務局長、公認会計士・監査審査会事務局長 < 7人 >
総務省	大臣官房長、国際戦略局長、 <u>総合通信基盤局長</u> 、サイバーセキュリティ統括官 < 4人 >
消防庁	消防庁次長 < 1人 >
法務省	大臣官房秘書課長、 <u>入国管理局長</u> < 2人 >
公安審査委員会	公安審査委員会事務局長 < 1人 >
公安調査庁	総務部長、 <u>調査第二部長</u> < 2人 >
外務省	<u>大臣官房長</u> 、 <u>総合外交政策局長</u> 、軍縮不拡散・科学部長、 <u>アジア大洋州局長</u> 、南部アジア部長、 <u>北米局長</u> 、中南米局長、 <u>欧州局長</u> 、中東アフリカ局長、アフリカ部長、経済局長、国際協力局長、国際法局長、 <u>領事局長</u> 、 <u>国際情報統括官</u> 、在外公館長 (223人) < 238人 >
財務省	大臣官房長、主計局長 < 2人 >
厚生労働省	大臣官房長、大臣官房審議官 (危機管理担当) < 2人 >
経済産業省	大臣官房長、経済産業政策局長、地域経済産業審議官、通商政策局長、貿易経済協力局長、産業技術環境局長、 <u>製造産業局長</u> 、商務情報政策局長、商務・サービス審議官、電力・ガス取

	引監視等委員会事務局長、技術総括・保安審議官	<11人>
資源エネルギー庁	資源エネルギー庁次長	<1人>
海上保安庁	<u>海上保安監</u>	<1人>
原子力規制委員会	原子力規制庁長官	<1人>
防衛省	大臣官房長、 <u>防衛政策局長</u> 、 <u>整備計画局長</u> 、人事教育局長、地方協力局長、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、 <u>統合幕僚長</u> 、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長（8人）	<22人>
防衛装備庁	長官官房審議官、装備政策部長、 <u>プロジェクト管理部長</u> 、 <u>技術戦略部長</u> 、調達管理部長、調達事業部長、航空装備研究所長、陸上装備研究所長、艦艇装備研究所長、電子装備研究所長、先進技術推進センター所長、千歳試験場長、下北試験場長、岐阜試験場長	<14人>

(注) 都道府県警察においても、都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長により、特定秘密の保護に関する業務を管理する者が指名されており、平成30年12月31日時点で計48名が指名されている。

(資料5) 平成30年末時点における「事項の細目」別の指定の状況

別表	事項の細目		番号
第1号 【防衛に関する事項】	イ【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】	(a)【自衛隊の訓練又は演習】	1-①
		(b)【自衛隊の情報収集・警戒監視活動(c)に掲げるものを除く。】	1-②
		(c)【自衛隊法(昭和29年法律第165号)に規定する防衛出動、治安出動、自衛隊の施設等の警護出動その他の我が国の安全を確保するための自衛隊の行動】	1-③
		b【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究であってアメリカ合衆国の軍隊との運用協力に関するもの(同国において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。】	1-④
	ロ【防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報】	a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報(b)に掲げるものを除く。】	1-⑤
		b【外国の政府又は国際機関(以下「外国の政府等」という。)から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。】	1-⑥
		c【a又はbを分析して得られた情報】	1-⑦
	ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力:ロaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力(イa(b)に掲げるものを除く。】		1-⑧
	ニ【防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究】	a【防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り又はこれに対する我が国の防衛若しくは防衛力の整備に関する方針】	1-⑨
		b【防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り又はこれに基づく研究】	1-⑩
		c【防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究であってアメリカ合衆国との防衛協力に関するもの】	1-⑪
	ホ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。子及びりにおいて同じ。)の種類又は数量:武力攻撃事態その他の緊急事態への自衛隊の対処に際して自衛隊の部隊が装備する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量のうち当該部隊が当該事態に対処する能力を推察できるもの】		1-⑫
	ヘ【防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法:自衛隊の部隊の間での通信に使用する通信網の構成又は通信の方法(外国の政府等から提供されたものにあつては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。】		1-⑬
	ト【防衛の用に供する暗号:我が国の政府が用いるために作成された暗号(外国の政府等から提供されたものにあつては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。】		1-⑭
	チ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法】	a【自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法(b)に掲げるものを除く。】	1-⑮
		b【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法のうち外国の政府等から提供されたもの(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。】	1-⑯
	リ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法】	a【自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法(b)に掲げるものを除く。】	1-⑰
		b【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法のうち外国の政府等から提供されたもの(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。】	1-⑱
	ヌ【防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(へに掲げるものを除く。):防衛の用に供する施設の構造その他の設計上の情報、施設の能力に関する情報又は内部の用途(外国の政府等から提供されたものにあつては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。】		1-⑲

※（ ）内の数値は、平成30年中に指定した特定秘密の件数で、内数
 ※▲が付された数値は、平成30年中に特定秘密の指定を解除した件数

番号	国家安全保障会議	内閣官房	警察庁	総務省	法務省	公安調査庁	外務省	経済産業省	海上保安庁	防衛省	防衛装備庁	合計
1-①										1		1
1-②										7		7
1-③										21		21
1-④										23		23
1-⑤										53 (7)		53 (7)
1-⑥										28 (6)	1	29 (6)
1-⑦										5 (1)		5 (1)
1-⑧										9 (1)		9 (1)
1-⑨										12 (2)	2	14 (2)
1-⑩										11		11
1-⑪										2		2
1-⑫												0
1-⑬										1		1
1-⑭										89		89
1-⑮										54	12	66
1-⑯										3	2 ▲1	5 ▲1
1-⑰												0
1-⑱												0
1-⑲												0

別表	事項の細目		番号		
第2号 【外交に関する事項】	イ【外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの】		(a)【国民の生命及び身体の保護】	2-①	
			(b)【領域の保全】	2-②	
			(c)【海洋、上空等における権益の確保】	2-③	
			(d)【国際社会の平和と安全の確保（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(c)までに掲げるものを除く。）】	2-④	
			b【外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの】	2-⑤	
	ロ【安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくは二、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）】	a【我が国が実施する以下の措置の方針（bに掲げるものを除く。）】		(a)【外国人の本邦への入国の禁止若しくは制限又は邦人の外国への渡航の自粛の要請】	2-⑥
			(b)【貨物の輸出若しくは輸入の禁止又は制限】	2-⑦	
			(c)【資産の移転の禁止又は制限】	2-⑧	
			(d)【航空機の乗り入れ若しくは船舶の入港の禁止又は制限】	2-⑨	
			(e)【(b)の貨物を積載した船舶の検査】	2-⑩	
			(f)【外国の政府等に対して我が国が講ずる外交上の措置（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(e)までに掲げるものを除く。）】	2-⑪	
			b【領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針】	2-⑫	
	ハ【安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）】	a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）】			2-⑬
		b【外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】			2-⑭
		c【a又はbを分析して得られた情報】			2-⑮
	ニ【ハに掲げる情報の収集整理又はその能力：ハaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】				2-⑯
	ホ【外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号：我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあつては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）】				2-⑰

番号	国家安全 保障会議	内閣官房	警察庁	総務省	法務省	公安調査庁	外務省	経済産業省	海上保安庁	防衛省	防衛装備庁	合計
2-①	5 (1)	1					3					9 (1)
2-②		1					2					3
2-③												0
2-④		4										4
2-⑤		5 (1)		7 (1)		1	5		2			20 (2)
2-⑥												0
2-⑦												0
2-⑧												0
2-⑨												0
2-⑩												0
2-⑪												0
2-⑫		2			1							3
2-⑬							1					1
2-⑭		5 (1)					10 (1)		6 (1)			21 (3)
2-⑮												0
2-⑯		37 (5)				5	11	4	11			68 (5)
2-⑰		25 (1)					4					29 (1)

別表	事項の細目		番号	
第3号 【特定有害活動の防止に関する事項】	イ【特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「特定有害活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究】	a【特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）】	(a)【特定秘密保護法第12条第2項第1号に規定する核兵器、化学製剤、細菌製剤その他の物を輸出し、又は輸入するための活動の防止】	3-①
			(b)【緊急事態への対処に係る部隊の戦術】	3-②
			(c)【重要施設、要人等に対する警戒警備】	3-③
			(d)【サイバー攻撃の防止】	3-④
		b【特定有害活動の防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの】	3-⑤	
	ロ【特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報】	a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）】		3-⑥
			b【外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】	3-⑦
			c【a又はbを分析して得られた情報】	3-⑧
		ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力：ロaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】	3-⑨	
		ニ【特定有害活動の防止の用に供する暗号：我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあつては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）】	3-⑩	
第4号 【テロリズムの防止に関する事項】	イ【テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究】	a【テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）】	(a)【緊急事態への対処に係る部隊の戦術】	4-①
			(b)【重要施設、要人等に対する警戒警備】	4-②
			(c)【サイバー攻撃の防止】	4-③
		b【テロリズムの防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの】	4-④	
	ロ【テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報】	a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）】		4-⑤
			b【外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】	4-⑥
			c【a又はbを分析して得られた情報】	4-⑦
		ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力：ロaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】	4-⑧	
		ニ【テロリズムの防止の用に供する暗号：我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあつては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）】	4-⑨	

番号	国家安全 保障会議	内閣官房	警察庁	総務省	法務省	公安調査庁	外務省	経済産業省	海上保安庁	防衛省	防衛装備庁	合計
3-①												0
3-②												0
3-③												0
3-④												0
3-⑤												0
3-⑥			4			3						7
3-⑦			5 (1)			5 (1)						10 (2)
3-⑧												0
3-⑨			13			3						16
3-⑩			1									1
4-①			5 (1)									5 (1)
4-②												0
4-③												0
4-④												0
4-⑤			10 (2)									10 (2)
4-⑥						5 (1)	1					6 (1)
4-⑦												0
4-⑧		1					1					2
4-⑨												0
計	5 (1)	81 (8)	38 (4)	7 (1)	1	22 (2)	38 (1)	4	19 (1)	319 (17)	17 ▲1	551 (35) ▲1

(資料6) 対象期間中における指定の理由の点検状況

行政機関	実施時期	点検結果
国家安全保障会議	平成30年12月	指定の要件を満たしていることが確認された。
内閣官房	平成30年12月	指定の要件を満たしていることが確認された。
警察庁	平成30年12月	指定の要件を満たしていることが確認された。
総務省	平成30年12月	指定の要件を満たしていることが確認された。
法務省	平成30年3月	指定の要件を満たしていることが確認された。
	平成30年8月	
公安調査庁	平成30年11月	指定の要件を満たしていることが確認された。
外務省	平成30年1月	指定の要件を満たしていることが確認された。
	平成30年2月	
	平成30年6月	
	平成30年7月	
	平成30年10月	
	平成30年12月	
経済産業省	平成30年12月	指定の要件を満たしていることが確認された。
海上保安庁	平成30年12月	指定の要件を満たしていることが確認された。
防衛省	平成30年6月	指定の要件を満たしていることが確認された。
	平成30年7月	
	平成30年12月	
防衛装備庁	平成30年2月	平成30年2月の点検により、1件の特定秘密について、指定を解除した。(3月)
	平成30年4月	
	平成30年6月	
	平成30年11月	
	平成30年12月	

(資料7) 対象期間中における特定秘密の保護の状況に関する定期検査の状況

行政機関	実施時期	検査結果
内閣官房	平成30年1月～3月	○特定秘密文書について、特定秘密の表示を補正した。 ○特定秘密文書等管理簿等の表記上の誤りを修正した。
	平成30年6月～7月	
	平成30年7月～8月	
	平成30年11月～12月	
内閣法制局	平成30年6月	特段の問題は認められなかった。
	平成30年12月	
内閣府	平成30年3月	特段の問題は認められなかった。
	平成30年12月	
警察庁	平成30年7月	特段の問題は認められなかった。
	平成30年12月	
総務省	平成30年3月	特段の問題は認められなかった。
	平成30年9月	
法務省	平成30年3月	特段の問題は認められなかった。
	平成30年8月	
公安調査庁	平成30年6月	電磁的記録の一部に技術的な不具合を確認したため、提供元から再交付を受けて補正した。
	平成30年12月	
外務省	平成30年6月	特段の問題は認められなかった。
	平成30年12月	
財務省	平成30年1月	特段の問題は認められなかった。
	平成30年9月	
経済産業省	平成30年2月	特段の問題は認められなかった。
	平成30年8月	
国土交通省	平成30年4月	特段の問題は認められなかった。
	平成30年6月	
	平成30年9月	
海上保安庁	平成30年6月	特段の問題は認められなかった。
	平成30年12月	
防衛省	平成30年1月～4月	特段の問題は認められなかった。
	平成30年7月～11月	
防衛装備庁	平成30年6月～7月	特定秘密文書等管理簿の表記上の誤りを修正した。
	平成30年12月～平成31年1月	

(注1) 本報告書の対象期間外であるが、防衛省において平成31年初めに行われた定期検査を契機として、公文書管理制度などの所定の手続を経ずに、特定秘密を記録する保存期間1年以上であって保存期間を満了した複製物である行政文書100件が同省において廃棄されていたことが判明した。これら100件の文書は全て複製物であったことから、原状回復を行った。

(注2) 防衛装備庁については、平成30年12月に開始した定期検査が平成31年1月に終了した部署があったため、本報告の対象期間外である平成31年1月までを実施時期として記載した。

(資料 8)

内閣保全監視委員会の構成等について

〔平成 26 年 12 月 8 日〕
〔内閣官房長官決定〕

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 26 年 10 月 14 日閣議決定）V 1 (2)の規定に基づき、内閣保全監視委員会の構成その他必要な事項を次のとおり定める。

- 1 内閣保全監視委員会の構成は、次のとおりとする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

委員長	内閣官房長官
副委員長	内閣官房副長官（政務） 内閣官房副長官（事務） 国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官
委員	国家安全保障局長 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当） 内閣情報官 警察庁長官 公安調査庁長官 外務事務次官 経済産業事務次官 海上保安庁長官 防衛事務次官

- 2 1にかかわらず、内閣官房内閣情報調査室の事務のうち、特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する国務大臣が置かれたときは、委員長は当該国務大臣とする。
- 3 前各項に定めるもののほか、内閣保全監視委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この決定は、平成 26 年 12 月 10 日から施行する。

(資料9) 特定秘密とみなされた旧防衛秘密の「事項の細目」別の内訳

別表	事項の細目		件数
第1号 【防衛に関する事項】	イ【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】	(a)【自衛隊の訓練又は演習】	1
		a【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの(bに掲げるものを除く。)]	7
		(b)【自衛隊の情報収集・警戒監視活動(c)に掲げるものを除く。)]	25
		(c)【自衛隊法(昭和29年法律第165号)に規定する防衛出動、治安出動、自衛隊の施設等の警護出動その他の我が国の安全を確保するための自衛隊の行動】	
		b【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究であってアメリカ合衆国の軍隊との運用協力に関するもの(同国において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)]	22
	ロ【防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報】	a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報(bに掲げるものを除く。)]	16
		b【外国の政府又は国際機関(以下「外国の政府等」という。)から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)]	11
		c【a又はbを分析して得られた情報】	1
		ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力:ロaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力(イa(b)に掲げるものを除く。)]	5
	ニ【防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究】	a【防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り又はこれに対する我が国の防衛若しくは防衛力の整備に関する方針】	3
		b【防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り又はこれに基づく研究】	10
		c【防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究であってアメリカ合衆国との防衛協力に関するもの】	2
		ホ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。ち及びりにおいて同じ。)]の種類又は数量:武力攻撃事態その他の緊急事態への自衛隊の対処に際して自衛隊の部隊が装備する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量のうち当該部隊が当該事態に対処する能力を推察できるもの】	
		ヘ【防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法:自衛隊の部隊の間での通信に使用する通信網の構成又は通信の方法(外国の政府等から提供されたものにあつては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)]	1
	ト【防衛の用に供する暗号:我が国の政府が用いるために作成された暗号(外国の政府等から提供されたものにあつては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。)]	85	
チ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの(の仕様、性能又は使用方法)】	a【自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のもの(の仕様、性能又は使用方法(b)に掲げるものを除く。)]	54	
	b【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの(の仕様、性能又は使用方法のうち外国の政府等から提供されたもの(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)]	3	
リ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの(の製作、検査、修理又は試験の方法)】	a【自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のもの(の製作、検査、修理又は試験の方法(b)に掲げるものを除く。)]		
	b【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの(の製作、検査、修理又は試験の方法のうち外国の政府等から提供されたもの(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)]		
	ヌ【防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(へに掲げるものを除く。):防衛の用に供する施設の構造その他の設計上の情報、施設の能力に関する情報又は内部の用途(外国の政府等から提供されたものにあつては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)]		

(注) 第2号から第4号については、該当がなかった。

衆議院情報監視審査会の意見

(1) 特定秘密文書廃棄問題

ア 特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断基準関係

- (ア) 特定秘密のうち重要な情報を記録した文書については歴史公文書等となるよう、特定秘密文書を保有する行政機関（保有行政機関）の文書管理規則等の内規を改めることを検討すること。
- (イ) 特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断につき、独立公文書管理監が、当該特定秘密の政策への反映の有無等とあわせ、特定秘密としての重要性を当該保有行政機関に慎重に確認することを検討すること。
- (ウ) 独立公文書管理監が特定行政文書ファイル等の廃棄の検証・監察を行う際は、歴史の専門家であるアーキビストなどから意見を聞くプロセスを設ける措置を運用基準等に明確化することを検討すること。
- (エ) 独立公文書管理監が、特定秘密文書の行政文書の保存期間が1年以上とするか否かの保有行政機関の判断の妥当性を検証できるよう、運用基準等に明確化することを検討すること。

イ 行政文書の保存期間が1年以上の特定秘密文書の廃棄関係

- (ア) 政府として公文書管理に係る法令等を見直し、特定秘密文書を重要な行政文書として位置付けた上で、原則として行政文書の保存期間として1年以上を設定することなどの規定を整備することを検討すること。
- (イ) 保存期間1年以上の特定秘密文書に係る特定行政文書ファイル等の廃棄をする場合において、独立公文書管理監が廃棄とする措置を妥当と認めた際は、当審査会に対しても速やかに連絡するとともに、当該文書を保有する各行政機関においても当審査会に対し最大限の説明を行うこと。
- (ウ) 独立公文書管理監において廃棄について検証・監察が行われている、または、廃棄協議中の特定行政文書ファイル等に含まれる特定秘密文書につき、当該文書が廃棄されると行政文書不存在的特定秘密となる場合は、廃棄をせず保存期間を延長して当該特定秘密の指定期間に合わせるか、廃棄する場合は当該特定秘密の指定解除を検討すること。
- (エ) 防衛省の保有する特定秘密文書の廃棄に関し、旧防衛秘密から特定秘密に移行された時期の文書の状況を整理し、当審査会が納得できる説明をすること。

ウ 行政文書の保存期間が1年未満の特定秘密文書の廃棄関係

- (ア) 特定秘密文書の保存期間を1年未満とするのは正本・原本（他省庁が保有する文書も含む）の写しに限定し、その旨を各行政機関の文書管理規則等の内規に定めるよう政府として方針の作成を検討すること。

(イ) 保存期間が1年未満の特定秘密文書について、正本・原本の写し以外のもの（「正本・原本の素材」及び「暗号関係」）については、そのうち保存期間を1年以上とすることが極めて困難なものについては、(ア)の例外として各行政機関の内規に明記するよう検討すること。

(ウ) 保存期間が1年未満の特定秘密文書が大量に廃棄されている実態に鑑み、保存期間が1年未満の特定秘密文書の廃棄についても、独立公文書管理監が検証・監察を行うよう、早急な運用の見直しを行うこと。

エ 特定秘密文書件数関係

(ア) 特定秘密文書の廃棄件数について、行政文書の保存期間が1年以上と1年未満を分けた上で、国会報告で明らかにすること。

(イ) 各年末時点での特定秘密文書の保有件数につき、特定秘密文書の全体像を明らかにするため、複製を含めた件数についても計上できるよう、その方法をよく検討し、当審査会に報告するよう努力すること。

(2) 特定秘密文書不存在関係

ア 行政文書が不存在の特定秘密のうち、複数の行政機関が同一の特定秘密を指定しているものについては、特定秘密文書を保有していない行政機関の指定を解除、若しくは文書を保有することを再検討すること。

イ 行政文書が不存在の特定秘密については、指定管理簿の備考欄等にその旨を記載するなどして、記録に残す措置を検討すること。

(3) 作成から30年を超える特定秘密文書関係

ア 作成から30年を超える特定秘密文書を保有する行政機関においては、その概要を整理して当審査会に報告すること。

イ 作成から30年を超える特定秘密文書について、その秘密として取り扱われてきた期間の長さを考慮し、保存期間満了時の措置を再検証の上、原則として歴史公文書等とし、保存期間満了後は国立公文書館等に移管することを検討すること。

ウ 平成28年年次報告書の審査会意見で付した、作成から30年を超える特定秘密文書を保有若しくは今後保有しようとする場合、独立公文書管理監が審査を行うことや指定の有効期間を通じて30年を超えて延長する場合と同等の厳格な手続を検討の上、速やかに必要な措置を講じること。

(4) 指定の在り方関係

ア 平成27年年次報告書の審査会意見で指摘した、特定秘密の内容を示す名称の付け方についての統一方針を早急に定め、運用基準等に当該方針を盛り込むことを検討すること。

イ 特定秘密の指定要件である非公知性に関し、運用基準における「なお、実際の判断に

当たっては、・・・個別具体的に行う」ことについて、個別具体的な判断に当たっての例示などより具体的な判断基準の作成を検討すること。

ウ 内閣情報調査室は、各行政機関が特定秘密の指定解除（一部解除を含む。）をした時は、各行政機関の指定解除についての情報を収集し、速やかに当審査会に報告し、公表すること。

エ 複数の特定秘密が記録された文書につき、記録された特定秘密のいわゆるひも付けを明らかにし、当審査会に提出する資料に記載することを検討すること。

(5) 独立公文書管理監関係

ア 独立公文書管理監の検証・監察において、実地調査の回数を大幅に増やし、特定秘密に指定されている情報が特定秘密文書等（当該情報が化体される物件を含む）に実際に記載等されているかを確認し、実効性を高めること。また、確認する文書等を選定する際は、独立公文書管理監が自らの関心に従い主導的に文書等の対象を選定すること。

イ 実際に、どのように特定秘密文書等を選定し、どのような調査（口頭、メール、実地）をどのような観点で行っているのか、一連の検証・監察の流れを具体例を用いて当審査会に示すこと。

(6) 外務省及び経済産業省の指定する特定秘密関係

ア 外務省が指定する特定秘密のうち、その内容を示す名称が具体的でないものについては、当該特定秘密の指定範囲が適正か検証するため、当審査会が当該特定秘密の提示を求めた際は、提示する情報を限定することなく、提示が可能な全ての情報を当審査会に対して提示すること。

イ 外務省が指定する、安全保障に係る我が国政府と外国の政府との協議や協力関係に関する特定秘密については、他の公開で行われる委員会等での答弁の内容を踏まえ、関係国について可能な限り具体的に説明すること。

ウ 経済産業省が指定する4件の特定秘密のうち、資源エネルギーに関する情報については指定を解除し、資源エネルギー庁が当該特定秘密を指定し、保有するよう再検討すること。

(7) 当審査会の政府に対する意見への対応関係

当審査会が平成27年及び平成28年年次報告書で表明した審査会意見について、未だ対応が不十分なものがあるため、引き続き、改善等の取組に努めること。

参議院情報監視審査会の要改善・指摘事項

本審査会におけるこれまでの議論を踏まえ、以下のとおり指摘するとともに、本審査会として各指摘事項への政府の対応について今後とも引き続き調査を行うこととする。

- 1 以下の三点については、政府において速やかに改善を図ることが必要と考える。
 - 他の行政機関から提供を受けた特定秘密の指定に関しては、情報提供元の行政機関における同内容の特定秘密の指定の内容との整合性について、関係行政機関間で十分な確認を行うこと。
 - 特定秘密文書の他の行政機関等への提供については、それが適正に行われているかを判断し、また、重複分を除いた特定秘密文書の実質的な件数を把握する上で重要であることから、その提供状況を的確に把握し記録するとともに、本審査会への丁寧な説明に努めること。
 - 行政機関において特定秘密を取り扱う職員を決定する際には、当該職員の業務における特定秘密を取り扱う必要性について厳格に判断し、特定秘密指定書に明確に記載することを通じて、特定秘密の取扱いが真に必要な職員により行われるよう徹底すること。
- 2 また、以下の各点については、政府において適切に対応することが必要と考える。
 - 一部の特定秘密の指定において、「編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。」旨の限定が付されている。この編集又は加工の具体的な方法については、特定秘密とそれ以外の情報の境界を明確にし、もって特定秘密の指定の適否を判断する上で重要な要素であることから、本審査会においてより明確な説明を行うよう努めること。
 - 特定秘密指定書、特定秘密指定解除書及び特定秘密指定延長書は、特定秘密保護制度の運用を監視するに当たって、本審査会の調査及び審査において基礎となるものであることから、その内容を明確かつ具体的に記載するとともに、特定秘密指定書等の記載を変更した際には、当該特定秘密指定書等を速やかに本審査会に提供し、必要に応じて報告すること。
 - 特定秘密の指定及び保有を行っていない行政機関が職員の適性評価を行う際には、適性評価が被評価者のプライバシーに及ぼす影響等に鑑み、その職員が特定秘密を取り扱う必要性を十分に検討した上で、真に必要な場合のみに適性評価を行うよう徹底すること。
 - 毎年度作成し、又は継続的に収集する情報等期間を区切って指定する特定秘密など、実質的に情報の対象期間のみが異なる複数の特定秘密の間で特定秘密指定書等の記載をそろえること。
 - サードパーティールールが適用される特定秘密について、政府は、「保護措置の講じられた国会からその提供の求めがあった場合、情報提供元との信頼関係を維持しつつ、情報提供元の承諾を得られた場合には提供する」旨答弁しているところ、関係行政機関がこの考え方に基づいて適切に取り組むよう引き続き努めること。また、情報提供元に照会ができない場合又は情報提供元の承諾が得られなかった場合には、その旨及びその経緯を説明するなど十分な対応を行うこと。
 - 内閣府独立公文書管理監が行う特定行政文書ファイル等の管理に対する検証・監察に

については、その実効性を更に高めるため、関係行政機関が特定秘密の指定及びその有効期間の延長を行う場合の当該行政機関が設定した有効期間の妥当性を判断する根拠について、本審査会での十分な説明に努めること。

さらに、保存期間満了時に廃棄が予定されている特定行政文書ファイル等については、それに含まれる個別の特定秘密文書等が歴史公文書等に該当するかという点のみならず、例えば、廃棄予定の特定行政文書ファイル等が他の行政機関から提供された特定秘密文書等の副本を含む場合には、他の行政機関が保有する正本の存否及び保存期間も確認するなどして、特定秘密文書等の廃棄の適否の判断が適正に行われているか検証・監察を徹底すること。

(資料11) 衆議院情報監視審査会の平成30年年次報告書における意見

1 運用基準の見直し関係

(1) 本年12月に特定秘密保護法施行後5年となり、運用基準を見直す時期を迎えることから、これまで当審査会が指摘してきた以下の事項につき、運用基準に盛り込むことを検討し、その結果を当審査会に報告すること。

①特定秘密の名称に係る統一方針

②行政文書が不存在の特定秘密関係

- ・いわゆる「あらかじめ指定」を行う場合の厳格な要件
- ・指定管理簿への記載等記録に残すための措置

③作成から30年を超える特定秘密文書の管理における厳格な手続き

④独立公文書管理監の活動状況の審査会への報告

⑤独立公文書管理監による検証・監察関係

- ・各行政機関による特定秘密文書の保存期間の判断の妥当性を検証する業務
- ・保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄に対する検証・監察業務
- ・保存期間満了時の措置の検証・監察の際に歴史についても識見の高い専門家からも意見聴取するプロセス

(2) 運用基準の見直しに当たり、(1)以外の改正等を行おうとする場合には、当審査会に報告すること。また、運用基準の見直しのスケジュールが決まり次第、速やかに当審査会に報告すること。なお、(1)の②に関連し、複数の行政機関が同一の特定秘密を指定しているものについては、文書を保有しないことの正当性について、適切な説明をすること。

2 秘密指定の在り方関係

(1) 特定秘密に指定される情報と特定秘密とはカテゴリーが異なる「極秘」「秘」等の秘密情報との違いが必ずしも明確ではないことから、実際の事例や情報を用いる等の方法により、具体的に説明すること。また、独立公文書管理監が検証・監察を行う際には、対象となる特定秘密文書の関連文書もチェックするなどして、本来、特定秘密に指定されるべき情報が意図的に外されていないかという観点からも実施すること。

(2) 特定秘密に該当し得る情報を収集する過程において、意図せずこれと無関係の個人情報を入力してしまった場合には、個人情報保護の観点から、速やかかつ確実に廃棄することを含め、政府における厳格な対応指針を作成し、その周知徹底を図る等適切に対応すること。

3 保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄関係

保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄状況につき、引き続き当審査会に報告すること。

また、国会報告への継続的な記載を検討すること。

4 作成から30年を超える特定秘密文書関係

作成から30年を超える特定秘密文書のうち、保存期間満了時の措置が廃棄とされているものに係る個別具体的な理由の疎明に至っていない指定行政機関にあつては、速やかに対応すること。

5 適性評価関係

各行政機関の業務や特定秘密の保有件数等からみた適性評価の実施件数の適正性について、運用基準の見直しの時期にあわせ検証し、必要に応じて適宜適切な見直しを行うこと。

6 独立公文書管理監関係

独立公文書管理監は、その職務の拡大を契機として、業務の充実を図り、情報保全監察室と公文書監察室との連携を強化することにより、実効的な特定秘密文書の検証・監察に努めること。なお、実効性の確保に向け、業務の増加に伴う体制強化に努めること。

7 当審査会への対応関係

当審査会からの説明要求に対し、指定行政機関、とりわけ外務省等サードパーティールールが適用される特定秘密を保有している機関は、審査会設置の趣旨を改めて確認の上、真摯に対応すること。

(資料12) 前回の国会報告（平成30年5月）における有識者からの意見

※括弧内は、本報告で反映した箇所を意味する。

8 有識者からの意見

第6回情報保全諮問会議における有識者からの意見に基づいて、国会報告（前回）における記述を追加したほか、第7回情報保全諮問会議に際し、有識者から本報告（前回）に関し意見を聴取したところ、以下の意見が出されたことから、必要な修正を行った。

- 特定秘密の指定の一部解除について、特定秘密保護法の規定との関係が理解しにくいので説明を加えるべきである。
- 防衛省が3年3月23日の指定の有効期間を設定した理由について、分かりやすく説明するべきである。
- 指定を解除すべき条件が設定されている特定秘密について、どのような内容の条件が設定されているのか説明を加えるべきである。
- 平成29年7月に発生した九州北部豪雨の際に内閣官房ホームページに掲載した被災地域の加工処理画像について、URLを掲載すべきである。
- 内閣府独立公文書管理監による「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告（平成29年5月19日付け）」における「内閣保全監視委員会への意見」に対する対応状況を記載すべきである。
- 平成29年12月の行政文書の管理に関するガイドラインの改正により、保存期間を1年未満とすることができる類型が具体化されたので、その類型について記載することも検討すべきである。
- 表9の「政府側の対応状況」に内閣情報調査室から発出した事務連絡の名称を記載すべきである。

そのほか、特定秘密保護法の運用等に関して以下の意見が出された。

- 立法府等からの昨年の指摘を踏まえ、「あらかじめ指定」の解除が円滑に行われるなど改善がみられ、情報管理はおおむね適切に運用されていると思われる。北朝鮮情勢の緊迫化をはじめとする安全保障環境の変化の中で、関係諸国との緊密な情報交換が不可欠になっている折り、本法の役割は一段と重要度を増している。他方、公文書管理をめぐる不祥事やサイバー攻撃による電磁的情報の流出など、国民の不信や不安を招くような事案が近年生じていることから、こうした社会状況も視野に入れつつ、情報保全に当たってはより一層、慎重かつ適正な取り扱いに努めることが必要と考える。
- 運用基準は有識者からの意見を聴いた上で定められているが、実際に運用基準に従って特定秘密に該当する情報を管理するようになって、実施機関において運用上の不都合や現場への過度な負担が生じていないか、問題が生じていれば修正の必要があるので、

実際の運用の状況を確認していただきたい。

- 特定秘密の保護に関する制度について各政党、マスコミ、一般市民に誤解を生じることのないよう、常日頃から正確な理解のための周知に努めるべきである。
- 特定秘密を記録する文書の在り方への信頼を高めるため、特定秘密に関する管理・監督体制の強化、担当職員の倫理研修のほか、内部通報制度に関する制度の運用上の問題点の洗い出し等について可能なものを実施するよう検討すべきである。
- 特定秘密を指定する権限を有する20の行政機関のうち、過去において一度も特定秘密を指定したことがない行政機関が9機関存在する。特定秘密の指定権限を有する行政機関が法施行後5年を経過した段階で指定を行っていなかった場合、特定秘密を指定する見込みがあつて権限を付与されたのに指定をしなかった理由を提出して、我々が意見を言える機会を設けていただきたい。
- 特定秘密の指定の一部解除について、特定秘密保護法の解釈と必要性については理解できるが、一部解除の方法、手続及び事項の細目との関係等が法文上明らかにされておらず、行政機関間で違いが生じるおそれもあるため、運用基準の見直し等までは通知を发出するなどして対応すべきである。
- 衆議院情報監視審査会の平成29年年次報告書においては、「作成から30年を超える特定秘密文書について、その秘密として取り扱われてきた期間の長さを考慮し、保存期間満了時の措置を再検証の上、原則として歴史公文書等とし、保存期間満了後は国立公文書館等に移管することを検討すること。」との意見が記載されているが、30年という長い期間保存している特定秘密文書については、保存期間満了後、なるべく前向きに歴史公文書等として国立公文書館等に移管されるようにすべきである。（→表9(3)イ）
- 今後、特定行政文書ファイル等の廃棄がなされた場合には、「行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況」における記述に加え、内閣府独立公文書管理監により廃棄が妥当とされた行政機関、その旨の通知がなされた年月日といった事項についても記述すべきである。
- 特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった理由の公表を始め、適性評価が恣意的でないことを明らかにする手立てについて引き続き検討し、国会報告に記載すべきである。
- 法律は指定の有効期間を「5年を超えない範囲内」と規定し、最長を5年としたのに、実務の運用では517件中の511件と、ほとんどすべての特定秘密について5年の指定の有効期間が設定されている。指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間となっているか点検した上、より短期の有効期間を設定し、必要があれば更新すべきである。
- 指定の有効期間が指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間となっているかの点検については、随時行われるべきである。
- 指定を解除すべき条件を設定した特定秘密の件数については、平成28年末時点で5件

(全体の1.0%)であったのに比べ、平成29年末時点では174件(全体の33.7%)となっており、大幅に改善されている。しかし、そもそも指定に当たり、運用基準に従って、国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性について検討するなど指定解除の条件を具体的に検討しておくべきであり、より多くの指定について解除の条件を設定すべきである。(→5(1)オ)

- 公文書管理について国民の関心も高まっていることから、内閣情報調査室が発出した事務連絡「行政文書等が存在しない情報を特定秘密として指定し、取り扱う際の考え方について(通知)」について、内閣官房の「特定秘密保護法関連」のホームページで公開すべきである。